

「子どもを虐待から守る条例」第28条に基づく

年次報告書

(平成25年度版)

平成26年9月

三重県

目 次

1. はじめに	1
2. 児童虐待相談の状況	
(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移	2
(2) 児童虐待相談の経路	3
(3) 児童虐待相談における主な虐待者	4
(4) 被虐待児童の年齢	5
(5) 児童虐待相談種別	6
(6) 児童虐待相談後の処遇	7
(7) 被措置児童虐待の状況及び講じた措置等	8
(8) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況	9
3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況	
(1) 「子どもを虐待から守る条例」取組体系	10
(2) 子育て支援施策(条例第10条及び第11条関係)	11
(3) 早期発見対応施策(条例第14条及び第21条関係)	14
(4) 保護・自立支援施策(条例第15条～第17条関係)	16
(5) 連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係)	17
(6) 啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係)	19
参考	
○子どもを虐待から守る条例	23

1. はじめに

- 三重県では、平成16年3月に議員提案により「子どもを虐待から守る条例」が制定されました。この条例では、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とし、県民全体で虐待から子どもを守るための取組のあり方などを定めています。
- 児童虐待については、全国での虐待相談の増加、死亡事例の発生など大きな社会問題となっており、虐待の未然防止から早期発見・早期対応、そして親子分離後の児童の家庭復帰・自立支援に至るまで、切れ目のない総合的な対策が行政に求められています。
- 本県においては、平成22年4月に重篤な児童虐待事例が発生したことを受けて、同年10月、県議会の決議がなされ、県は平成23年度、市町支援及び連携の調査検討、研修体系の見直し等の取組を推進しました。
- こうした中、平成24年の8月と10月に県内で虐待により乳児が死亡する事例が発生しました。この事態を受けて平成25年度、県は児童相談センターの組織改正及び職員の増員を実施したほか、平成26年4月から通告時の初期対応の的確性、客観性を高めるためのリスクアセスメントツールを本格運用するなど、児童虐待防止対策の強化に取り組んでいるところです。
- 本報告書は、条例第28条の規定に基づき、虐待を取り巻く状況、県の施策の実施状況などについて、毎年県議会に報告するとともに、県民に公表することを目的に作成するものであり、今回は10回目の報告書として平成25年度の状況を記載しています。

「子どもを虐待から守る条例」(平成16年3月23日公布)抜粋

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(基本的な考え方)

第3条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。

2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。

3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

(年次報告)

第28条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

2. 児童虐待相談の状況

(1) 児童虐待相談対応件数の年次推移

○ 平成25年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、1,117件でした。対前年度95件増(9.3%増)で、過去最多件数となりました。

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は1,117件でした。平成22年度に858件と大幅に増加して以降、毎年度1割程度の割合で増加しており、過去最多件数の更新が続いています。なお、全国の相談対応件数も増加を続けています。

本県において、平成25年度の相談対応件数が増加した背景については、平成24年度の2件の死亡事例の発生により地域の関心が高まったことや、市町における要保護児童対策地域協議会の活動が強化されてきたことが考えられます。

今後も引き続き、児童の安全確保を最優先とする観点から、関係機関と連携し、虐待防止啓発や未然防止、早期発見・早期対応などの取組を強化していく必要があります。

表1 児童虐待相談対応件数の年次推移

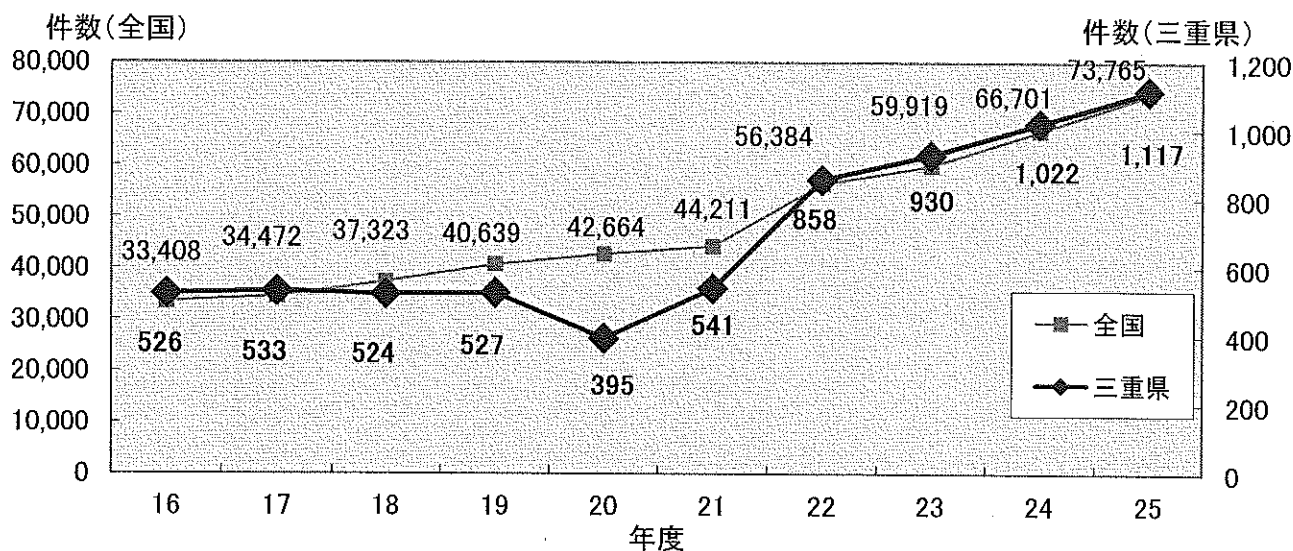
(単位：件)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
全国	33,408	34,472	37,323	40,639	42,664	44,211	56,384	59,919	66,701	73,765
三重県	526	533	524	527	395	541	858	930	1,022	1,117

注1) 平成25年度の全国数値は速報値です。

注2) 平成22年度の全国の件数は、福島県分を除いて集計した数値です。

○児童虐待相談対応件数の年次推移



(2) 児童虐待相談の経路

○ 児童相談所への児童虐待相談の経路は、多い順に、①市町の機関、②警察等、③学校等となっています。

市町の機関からの相談が増え続けており、603件（54.0%）となっています。

これは、市町が第一義的な相談窓口であることが県民に理解されてきており、その中で市町が児童相談所と連携して対応すべきと判断するケースが増加しているものと考えられます。

警察等については、配偶者暴力（DV）の事例についても心理的虐待として児童相談所に通告するケースが増えたものと考えられます。また、学校等については、教育現場における早期発見・早期対応の取組が進んでいることの結果と考えられます。

表2 児童虐待相談の経路内訳（平成25年度）

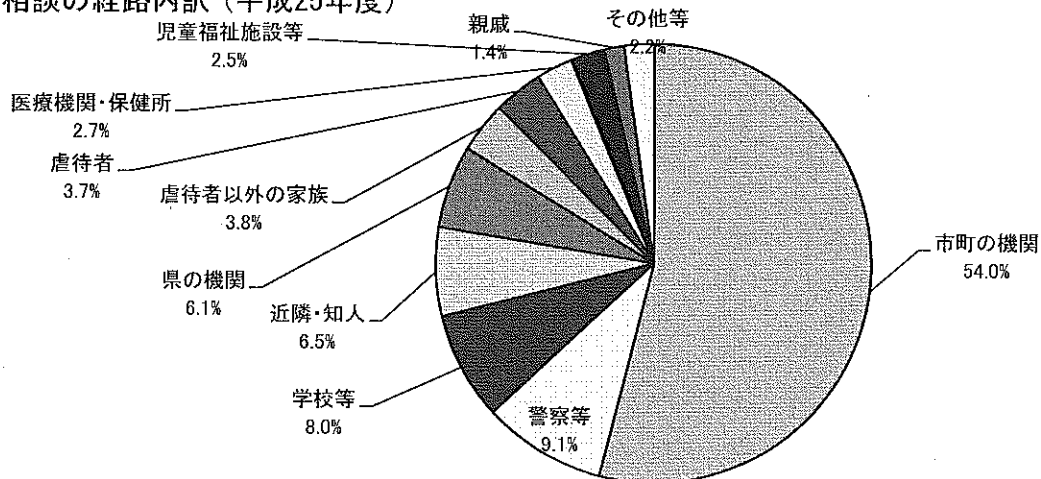
（単位：件、%）

経路 件数	家族		親 戚	近 隣・知 人	児 童本 人	県 の機 関	市 町 の機 関	児 童委 員	保 健機 関 所 関	施 設 児 童 福 祉 等 社	警 察 等	学 校 等	里 親	そ の 他	計
	虐 待者	以 虐 待 外 者													
相談 件数	41	42	16	73	3	68	603	9	30	28	102	89	0	13	1,117
構成 比	3.7	3.8	1.4	6.5	0.3	6.1	54.0	0.8	2.7	2.5	9.1	8.0	0.0	1.2	100

（参考：平成24年度）

相談 件数	34	57	14	91	6	103	500	3	26	18	68	78	0	24	1,022
構成 比	3.3	5.6	1.4	8.9	0.6	10.1	48.9	0.3	2.5	1.8	6.7	7.6	0.0	2.3	100

○ 児童虐待相談の経路内訳（平成25年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(3) 児童虐待相談における主な虐待者

○「実母」による虐待が6割弱を占めています。

主な虐待者は、実母が657件（58.8%）と最も多くなっています。

これは、子育ての中心が母親であり、育児をはじめとするさまざまなストレスが母親による虐待を誘発しているものと考えられます。

こうした背景には、子育てへの不安や負担感の高まり、家族形態の多様化、援助が得られにくい近隣関係などさまざまな問題が考えられることから、地域社会での子どもを守る取組や、とりわけ妊娠期からの母子保健対策の推進が、虐待の未然防止により一層重要になってきています。

表3 主な虐待者内訳（平成25年度）

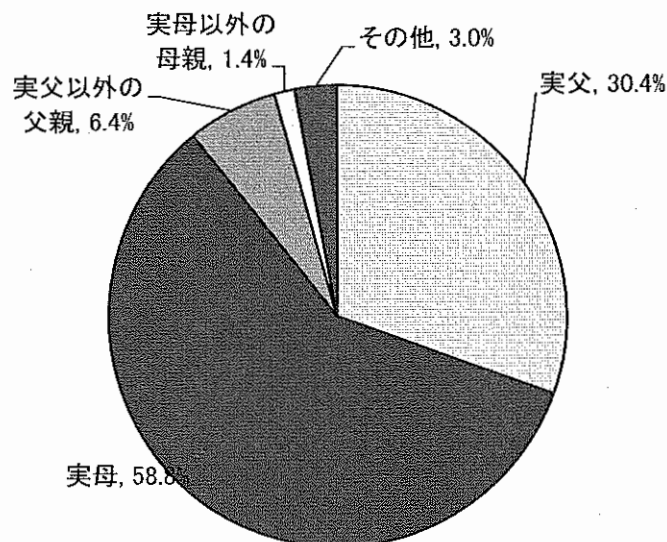
（単位：件、%）

虐待者 件数	実父	実母	実父以外 の父親	実母以外 の母親	その他	計
相談件数	340	657	71	16	33	1,117
構成比	30.4	58.8	6.4	1.4	3.0	100

（参考：平成24年度）

相談件数	328	560	69	15	50	1,022
構成比	32.1	54.8	6.8	1.5	4.9	100

○主な虐待者内訳（平成25年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(4) 被虐待児童の年齢

○ 被虐待児童の約半数が、乳幼児となっています。

虐待を受けている児童の約半数(554件、49.6%)が0～5歳の乳幼児となっています。また、小学生が375件(33.6%)、中学生が137件(12.3%)、高校生その他が51件(4.6%)となっています。

全国の児童虐待死亡事例(心中を除く)の67.2%が3歳未満の児童であり、年齢が低いほど生命の危険性が高く、死亡や重篤事例につながる傾向にあり、妊娠期からの未然防止のための支援や若年層に対する虐待予防の啓発が求められています。

表4 被虐待児童の年齢内訳(平成25年度)

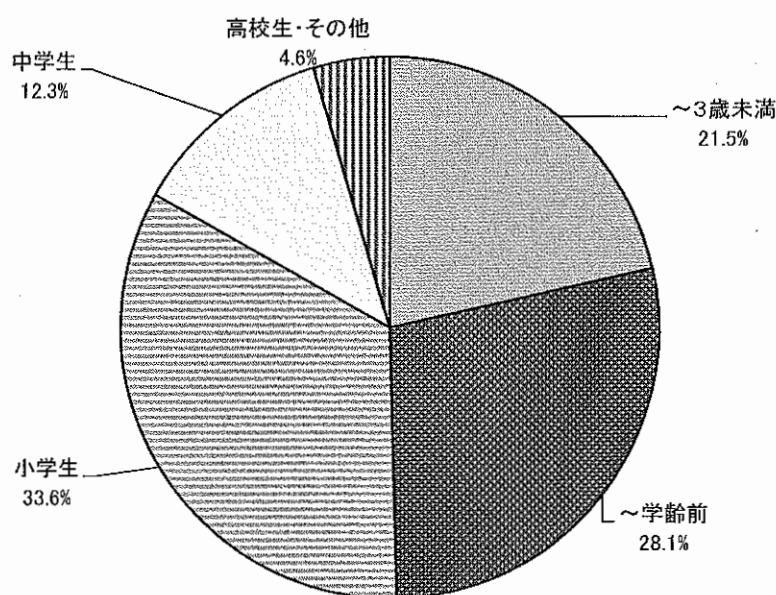
(単位:件、%)

被虐待者 件数	0～3歳未満	3歳～ 学齢前児童	小学生	中学生	高校生 その他	計
相談件数	240	314	375	137	51	1,117
構成比	21.5	28.1	33.6	12.3	4.6	100

(参考:平成24年度)

相談件数	175	318	346	132	51	1,022
構成比	17.1	31.1	33.9	12.9	5.0	100

○被虐待児童の年齢内訳(平成25年度)



※構成比(%)は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(5) 児童虐待相談種別

○ 虐待相談種別では、「身体的虐待」が約4割で最多、「心理的虐待」が3割強を占めています。

虐待相談の種別では、痣や怪我等により周囲の人が発見しやすい「身体的虐待」が438件（39.2%）で最も多くなっています。

次いで、「心理的虐待」が377件（33.8%）で、前年度から96件増となっています。これは、平成25年8月に厚生労働省が「子ども虐待対応の手引き」を改定し、家庭内で児童虐待がある場合、その子どもにきょうだいがいれば、他のきょうだいについては心理的虐待として受け付けることになったことが影響しています。

また、「養育の怠慢ないし拒否（ネグレクト）」は前年度とほぼ同数ですが、特に乳幼児に対する「ネグレクト」は、生命に関わる事態になることやその後の成育に大きな影響を及ぼす恐れがあり、医療機関や市町母子保健部門との連携が重要です。

さらに、性的虐待は、児童の心身に大きなダメージを残す深刻な虐待ですが、発見が難しいことから、学校等との連携や、児童が相談しやすい環境整備が必要です。

表5 児童虐待相談種別内訳（平成25年度）

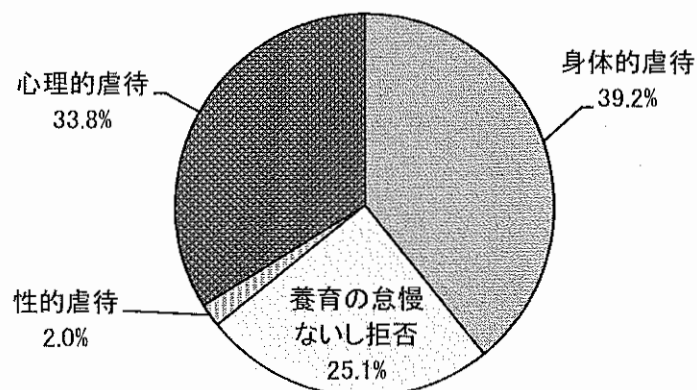
（単位：件、%）

種別 件数	身体的虐待	心理的虐待	養育の怠慢 ないし拒否 (ネグレクト)	性的虐待	計
相談件数	438	377	280	22	1,117
構成比	39.2	33.8	25.1	2.0	100

（参考：平成24年度）

相談件数	447	281	284	10	1,022
構成比	43.7	27.5	27.8	1.0	100

○ 児童虐待相談種別内訳（平成25年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(6) 児童虐待相談後の処遇

- 家庭分離が必要とされ、「施設入所」や「里親委託」となったケースは、83件でした。
- 家庭訪問や児童相談所への来所等による「面接指導」が全体の9割弱を占めています。

相談対応の結果、家庭分離が必要とされ、児童養護施設等への措置や里親等への委託を行ったケースは83件（7.4%）で、前年度より9件減となりました。

なお、家庭訪問や児童相談所への来所による面接指導を行ったケースが986件（88.3%）になりました。

児童虐待の再発防止のためには、家庭への継続した支援とともに、関係機関との連携により、地域全体でその家庭を見守っていくことが重要です。

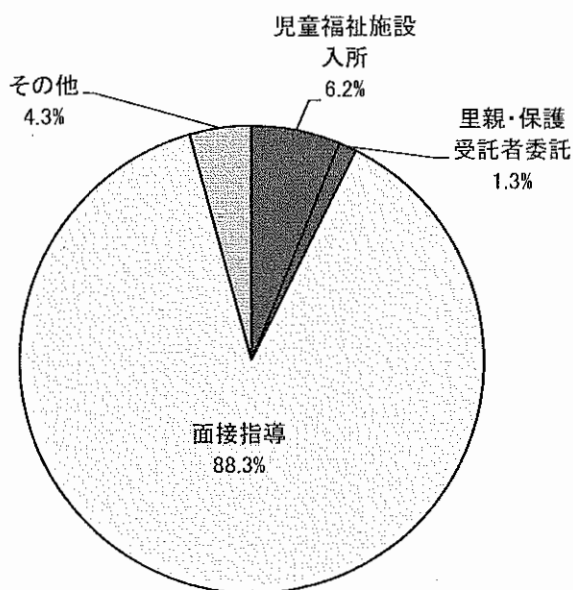
表6 児童虐待相談後の処遇内訳（平成25年度） （単位：件、%）

処遇 件数	児童福祉施設 入所	里親・保護 受託者委託	面接指導	その他	計
相談件数	69	14	986	48	1,117
構成比	6.2	1.3	88.3	4.3	100

（参考：平成24年度）

相談件数	86	6	893	37	1,022
構成比	8.4	0.6	87.4	3.6	100

○ 児童虐待相談後の処遇内訳（平成25年度）



※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

(7) 被措置児童虐待の状況及び講じた措置等

- 児童福祉法に基づき、都道府県知事は、児童福祉施設等に措置された児童が虐待された場合には、その状況、講じた措置等を毎年度公表するよう義務づけられています。
平成25年度においては、被措置児童虐待の事例は1件発生しました。

通告受理件数	調査件数	虐待該当件数
1件	1件	1件

【事例の概要】

通告等の受理年月	平成25年8月
施設等種別	障がい児施設等（障がい児入所施設（知的障害児施設））
被虐待児童	男性1人
虐待の種類	身体的虐待
加害職員	施設職員1人
概要	被虐待児童が通路に寝そべっている他の児童を蹴っていた。他の職員が口頭で注意したがおさまらず、当該職員がその行為をやめさせようとして間に入るが、もみ合いになって、被虐待児童に顔などを1、2回殴られ、当該職員が被虐待児童の顔などを1、2回殴ったもの。
講じた措置	施設からの事情聴取 当該児童への聴取調査 改善計画の徴収（施設内虐待防止マニュアルの再確認と周知徹底、再発防止に向けた職員研修の充実等）

(8) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況

- 児童虐待の防止等に関する法律第9条の3で定められた臨検・捜索については、実施したケースはありませんでした。
- 一時保護された児童の約半数が虐待を事由とするものでした。

児童虐待の防止等に関する法律に基づく対応として、出頭要求を2件、立入調査を1件実施しました。臨検・捜索は実施していません。

警察への援助要請は、一時保護のために2件行いました。なお、一時保護（委託含む）を実施した児童は641人で、うち5割弱（314人）が虐待を事由とするものでした。一時保護を実施した児童については、安全確保を第一としつつ、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を引き続き行っていく必要があります。

表7 児童虐待防止法に基づく対応件数（平成25年度）

（単位：件）

対応	安全確認	出頭要求	立入調査	再出頭要求	臨検・捜索	援助要請
件数	1,117	2	1	0	0	2

（参考：平成24年度）

件数	1,022	12	0	0	0	3
----	-------	----	---	---	---	---

表8 相談事由別一時保護の実施状況（平成25年度）

（単位：人、日、%）

	養護相談		障がい	非行	育成	保健・その他	計
	虐待	その他					
保護人数	314	275	4	31	10	7	641
構成比・人数	49.0	42.9	0.6	4.8	1.6	1.1	100
延べ保護日数	6,640	4,042	58	395	145	86	11,366
構成比・日数	58.4	35.6	0.5	3.5	1.3	0.8	100

（参考：平成24年度）

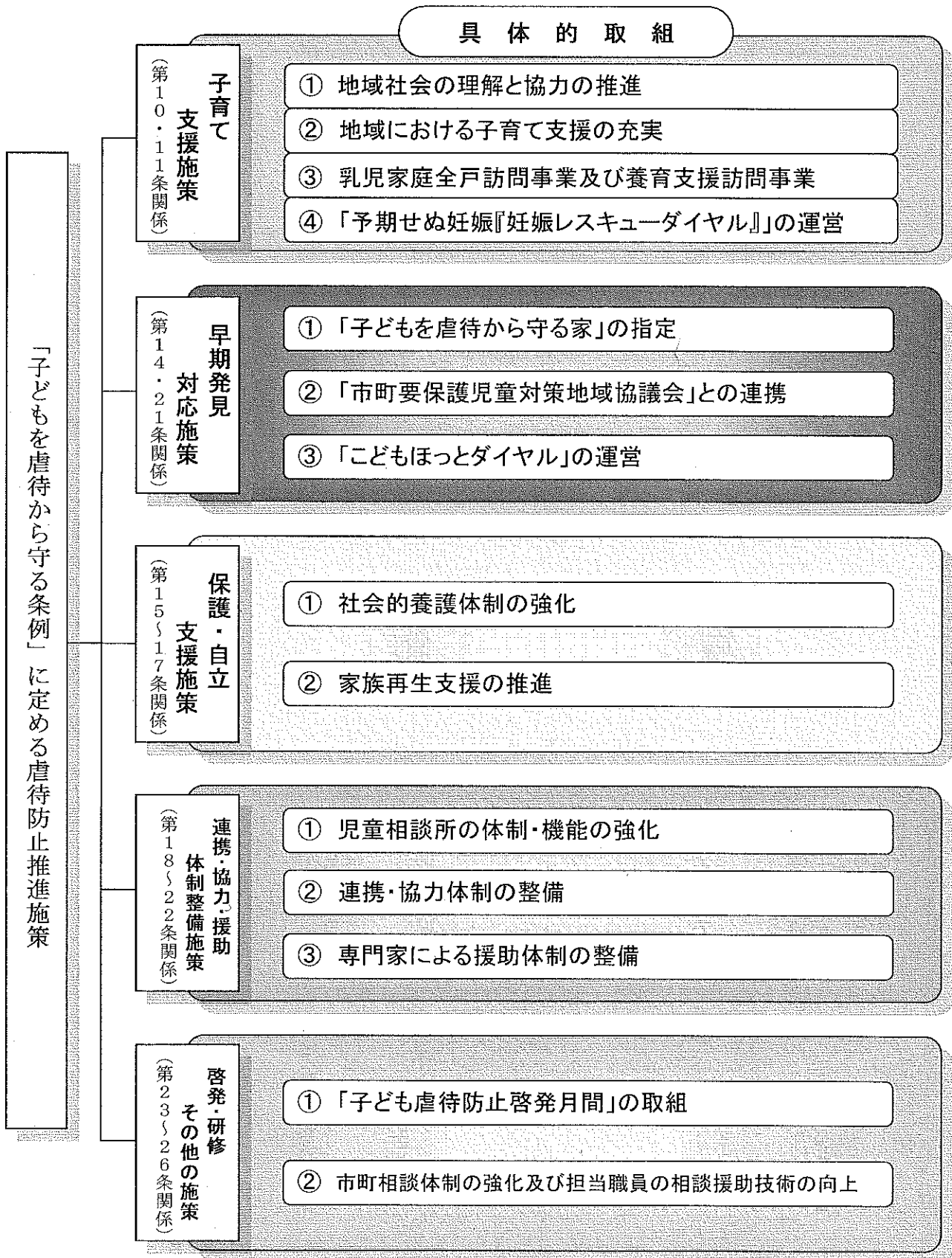
保護人数	247	207	8	33	7	21	523
構成比・人数	47.2	39.6	1.5	6.3	1.3	4.0	100
延べ保護日数	5,272	3,817	99	630	170	218	10,206
構成比・日数	51.6	37.4	1.0	6.2	1.7	2.1	100

※構成比（%）は四捨五入の都合上、計が必ずしも100.0にならない。

3. 県の児童虐待防止等に対する取組状況

(1) 「子どもを虐待から守る条例」取組体系

本条例に基づき、次の体系による取組を行っています。



(2)子育て支援施策(条例第10条及び第11条関係)

- 子どもを虐待する行為の背景にある子育てを巡る不安等に対応するため、子育てを支援する環境の整備、家庭における育児支援事業等に取り組みました。

【平成25年度の具体的取組】

① 地域社会の理解と協力の推進

子どもの育ちを地域で支援し、家族の絆を深めるため、「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催し、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の会員や企業、団体と市町や地域の活動団体等との情報交換・交流の機会を提供しました。

また、地域で子どもたちの活動を支え、子どもの育ちを見守ることのできる人材として「みえの子育ちサポーター」を養成しました。

- 「みえ次世代育成応援ネットワーク」会員数 1,228会員（平成25年度末）
- 「みえの子育ちサポーター」養成数 5,482人（平成25年度末）
- 「第8回子育て応援！わくわくフェスタ」
平成25年10月5日、6日 県立みえこどもの城を中心に開催
(参加者 16,000人)

② 地域における子育て支援の充実

地域における子育てを支援する環境を整備するため、次の事業を行いました。

○市町の放課後対策に対する支援

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るために、放課後子どもプラン推進事業（放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室推進事業）により市町が実施する放課後児童対策を支援しました。

放課後児童クラブは、平成25年5月1日現在、297か所に設置されています（厚生労働省実施状況調査による）。

放課後子ども教室は、平成25年度末現在、59か所に設置されています。

○ファミリー・サポート・センター

「ファミリー・サポート・センター」は「育児の援助を受けたい方」（依頼会員）と「育児の援助を行いたい方」（提供会員）が会員となって、地域における子育てを支援する相互援助の会員組織です。

仕事と家庭の両立支援及び地域の子育て支援を目的として、「ファミリー・サポート・センター」のアドバイザー等を対象に研修会を実施し、取組例の発表や課題等についての意見交換などを行いました。

平成25年度末現在、27市町にファミリー・サポート・センターが設置されています。

③ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)は、従来の母子保健施策に加え、市町が生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。支援の必要な家庭については、養育支援訪問事業を行うなど、適切なサービス提供につなげることができる児童福祉法、社会福祉法における第2種社会福祉事業として位置づけられている事業です。

平成25年度末現在、乳児家庭全戸訪問事業は県内全29市町、養育支援訪問事業は23市町が実施しています。

この2つの事業は、児童虐待の未然防止及び早期発見に寄与する事業であり、今後もこの取組が全市町に広がるように働きかけていきます。

④ 「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」の運営

三重県では、予期せぬ妊娠を契機とした乳幼児への虐待を未然に防止するため、平成24年11月から専用の電話相談窓口「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」の運営を始めました。

全国の児童虐待死亡事例(心中を除く)の43.1%が0歳児であり、その中でも生後1か月に満たない虐待死が44.0%を占めています。背景に「望まない妊娠」がある場合、誰にも相談できず、状況の悪化を招くことが懸念されることから、相談体制の充実が求められています。(平成25年7月厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第9次報告)」より)

なお、平成25年度は50件の相談がありました。

【相談電話の概要】

(1) 実施機関(県から委託)

NPO法人MCサポートセンターみっくみえ(桑名市西別所302)

相談員:助産師、看護師等の医療専門職

(2) 相談電話番号 090-1478-2409

(3) 相談日 月・水曜日 午後3時～6時

土曜日 午前9時～12時

(祝日、12月29日～1月3日を除く)

【今後の課題】

社会全体で子育てや子どもの育ちを見守り支えることの重要性について、理解を促進することが重要です。

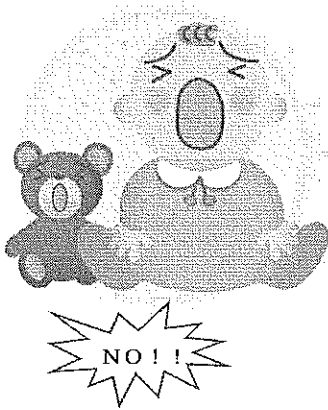
育児不安を持つ保護者が身近なところで気軽に相談できるなど、子育て家庭に対する確かな支援が行えるよう、情報の提供や関係機関との連携・協力がより重要です。

児童虐待の未然防止のためには発生リスクの軽減と回避が重要となることから、特に妊娠、出産、子育てについて、経験や知識、周囲からの支援等が十分でない若年層への重点的な取組が必要です。

コラム ～「乳幼児揺さぶられ症候群」について～

“乳幼児揺さぶられ症候群”とは、子どもをなだめても泣き止まない時などに激しく前後に揺さぶってしまうことで頭の中で出血が起きて脳を圧迫してしまい、重い障がいを残したり、死に至らしめたりすることで、虐待の一つとされています。

特に、首のすわっていない時期の赤ちゃんを揺さぶることは非常に危険です。



激しく揺さぶってはいけません！！

赤ちゃんの泣きには特徴がある！

- ・ 泣きにはピークがあります。
(生後2～3か月頃をピークにその後減退します。)
- ・ 予測不能なときがあります。
(何をしても泣き止まない時があります。)

泣いた時どうする？

- まずは、落ち着くこと！
(理由がわからないときもあります。声かけしながら抱っこをしたり、外に出て環境を変えるのも良いかもしれません。)
- 一人で悩まないで、心配な時は保健センターや近くの相談機関に相談してみましよう。

☆ 困っているお母さん・お父さんを見かけたときは、「大丈夫」とか「良い方法がないか一緒に考えましよう」など、声かけしてあげましよう。

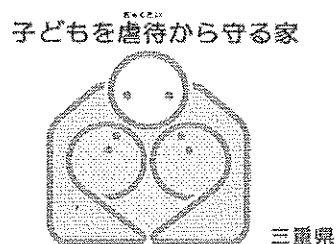
(3) 早期発見対応施策(条例第14条及び第21条関係)

- 児童虐待を発見したときには、まず何よりも子どもの安全確保を優先し、早急な状況把握と適切な初期対応を行うことが重要です。そのためには、関係機関等の連携・協力が不可欠であることから、「子どもを虐待から守る家」の指定や虐待の予防・早期発見等に、市町要保護児童対策地域協議会とともに、連携して取り組みました。

【平成25年度の具体的取組】

① 「子どもを虐待から守る家」の指定

「子どもを虐待から守る条例」第21条の規定に基づく、「子どもを虐待から守る家」の指定件数は、平成25年度末現在で404件となっています。



<子どもを虐待から守る家シンボルマーク>

② 「市町要保護児童対策地域協議会」との連携

児童虐待にとどまらず、非行、障がい等を含めた要保護児童全般の対策を講じていく組織である市町要保護児童対策地域協議会は、平成21年度までに全ての市町に設置されています。

平成25年度は、市町要保護児童対策地域協議会の運営体制の強化を図るため、アドバイザー派遣事業を実施し、19市町に計22回、専門的知識を有するアドバイザーの派遣を行いました。

③ 「こどもほっとダイヤル」の運営

三重県子ども条例第12条で定めた「相談に対応する窓口」として、平成24年2月から子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」の運営を行っています。

平成25年度は3,267件の相談があり、人間関係やいじめ、学業、恋愛などさまざまな相談が寄せられています。

虐待の相談を受けた場合、本人の同意を得たうえで児童相談所へ通告するなど、早期対応を図っています。

【相談電話の概要】

(1) 実施機関 (県から委託)

NPO法人 チャイルドラインMIEネットワーク

(津市大里窪田町2709-1)

(2) 電話番号 0800-200-2555 (県内通話無料)

(3) 対 象 県内の18歳未満の子ども (18歳以上でも高校生など18歳未満の子どもと同じような環境にある子どもであれば対象となります。)

(4) 受付時間 毎日午後1時～9時 (12月29日～1月3日を除く)

【今後の課題】

児童虐待の未然防止や、早期発見、早期対応を推進するためには、子どもを取り巻くさまざまな関係機関の連携・協力が重要です。

そのため、市町要保護児童対策地域協議会の構成メンバーである関係機関がより一層連携し、切れ目のない充実した活動を展開することが重要です。

コラム ～「歯科の視点からの児童虐待予防と子育て支援」～

子どものむし歯が減少してきている中、むし歯が多く、治療をしていない子どもは、衛生習慣の習得等において適切な養育を受けていない可能性があります。

県は、三重県歯科医師会とともに、歯科医療関係者に対して、歯科健診等でそのような子どもに遭遇した場合は、子どもの生活背景なども考慮したうえで、市町の保健関係者や学校等と連携し、地域で子どもを見守る一員となるよう啓発してきました。

最近では、その連携が進んできており、歯科医療関係者の指摘により通報や保護につながったケースがあります。

また、潜在する被虐待児童を早期に把握し学校関係者とともに見守りをすることを目的に、むし歯のデータと生活習慣質問票を組み合わせた、見守りが必要な児童のスクリーニング指標(MIES:Maltreatment index for Elementary Schoolchildren)を開発し、多くの学校での活用に向け働きかけをしています。

平成25年度は、鈴鹿市全小学校30校においてMIESを活用しその効果の検証を行いました。



(4) 保護・自立支援施策(条例第15条～第17条関係)

- 虐待を受けた子どもに対する支援は、将来の子どもの自立を見据え、長期にわたって継続して行う必要があります。児童養護施設に入所する小学生に対する学習支援や、乳児院や児童養護施設に配置された家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)等に対し、家族再生支援に関する研修会等を実施しました。

【平成25年度の具体的取組】

① 社会的養護体制の強化

学習意欲の低下や自信を喪失してしまう前の早い段階から、県内児童養護施設に入所している小学生に対して、週1回1時間程度の継続的な学習支援を実施することにより、

- ・学習習慣とともに社会性を身につける
 - ・新たなことに意欲的に取り組む姿勢やさまざまな困難を乗り越える力をつける
- など自立を支援しました。

また、乳児院「里山学院 乳児院」の創設や母子生活支援施設「菜の花苑」の改築に係る財政的支援に取り組みました。

② 家族再生支援の推進

新たに、家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)等に対し、家族再生支援に関する研修会を実施しました。

また、家庭復帰が困難な被虐待児童等を預かり、家庭的環境の中で養育を行う里親委託の推進に向けて、里親と子どもとの組み合わせ相談や、里親委託を行った後の里親家庭を訪問し支援等を行うとともに、NPOとの協働により、里親に関する普及啓発や里親の養育力向上のための研修を実施しました。

県内3施設(エスペランス四日市(児童養護施設及び乳児院)、名張養護学園)において、児童相談所や里親委託推進員、里親会等と連携して、入所児童の里親委託の推進及びアフターケアや地域支援としての里親支援を専門に担当する里親支援専門相談員が配置されました。

【今後の課題】

被虐待児童を保護し、心身の回復をめざすとともに、健全な発達促進・自立支援を行うために、今後も社会的養護体制の強化を図っていく必要があります。

また、虐待を受けた一人ひとりの児童に適切に対応し、より家庭的な環境で養育することが重要であることから、里親等への委託の推進や施設の環境整備の促進により、家庭的養護を一層推進することが求められています。

さらには、家族の養育機能の再生・強化を行い、家族を再統合していくため、要保護児童の保護者への支援・指導等を充実させていく必要があります。

(5)連携・協力・援助体制整備施策(条例第18条～第22条関係)

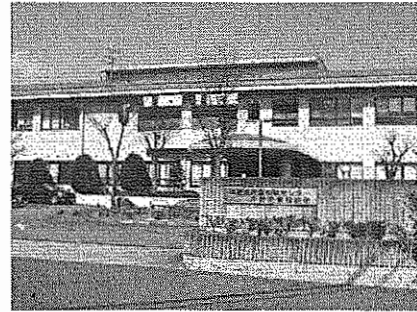
- 平成24年に発生した2件の児童虐待死亡事例の検証結果を踏まえ、児童相談体制・機能の強化を図るとともに、虐待通告時におけるリスクアセスメントツールの研究開発等に取り組みました。
また、市町との定期協議に基づき児童相談体制の強化を支援するとともに、警察等関係機関との連携強化に努めました。

【平成25年度の具体的取組】

① 児童相談所の体制・機能の強化

三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による検証結果をふまえ、平成25年度は次の取組を実施しました。

- 本庁に、児童虐待対応、危機管理及び市町支援推進に専門的に当たる「子ども虐待対策監」を新設
- 法的対応・介入型支援を強化するため、児童相談センターに法的対応室を新設し、弁護士と警察官を配置
- 市町の児童相談体制の強化を支援するため、児童相談センターに市町支援プロジェクトチームを新設
- 各児童相談所にケースワーカーや保健師など計9名を増員し、組織体制を充実



《三重県児童相談センター》

- 虐待通告時の初期対応の的確性、客観性を高めるためのリスクアセスメントツールの研究開発を行うとともに、本庁、児童相談センター、各児童相談所間の情報共有システムに機能を追加

② 連携・協力体制の整備

関係機関との連携協力について、前述の検証結果をふまえ、次の取組を実施しました。

- 市町への支援については、平成24年度から、市町の児童相談体制の課題を把握し、連携の円滑化、ケース進行管理の徹底やバックアップ機能の強化を図るためのツールとして策定した「児童相談体制強化確認表」を活用して、市町との定期協議を実施しているところです。平成25年度も引き続き定期協議を実施し、前年度からの改善状況の確認等を行ったほか、8市町に対して、10～11月にフォローアップ訪問を実施しました。
- 市町要保護児童対策地域協議会の運営強化やケース進行管理の徹底を支援するため、アドバイザーを派遣しました。

○毎年、各児童相談所と管内の警察署が意見交換を目的とした合同会議を開催しており、平成22年度からは虐待通告を受けて立入調査を行うまでの実地訓練を併せて行っています。平成23年度からは県・市町の教育委員会が、平成25年度からは市町児童福祉主管課が加わり、各児童相談所管内で計6回実施しました。

(※北勢児童相談所管内は2回実施)

③ 専門家による援助体制の整備

困難事例への対応や法的対応を的確に行うため、三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会での意見聴取（年間開催回数11回、審議案件24件及び報告案件12件）を行うとともに、弁護士による法的助言や指導を得ました。

【今後の課題】

平成24年の死亡事例の検証結果等に基づき、

- ・児童相談所職員の専門性の向上、
 - ・適切な危険度査定、
 - ・児童相談所と市町、警察等関係機関との連携強化、
- 等の取組を確実に推進し、重篤事例を未然防止していくことが求められています。

このため、平成26年度は、次の取組を実施しているところです。

- 平成25年度に開発した虐待通告時におけるリスクアセスメントツールの本格運用
- 対象家庭への適切な支援を実施するためのニーズアセスメントツールの研究開発
- モデル地域において、民間団体との協働により、対象家庭への適時に的確な支援を実施するための保育所、学校等でのモニタリングの実施
- 市町との定期協議に基づき、スーパーバイザーの派遣等により、ケース進行管理の充実や要保護児童対策地域協議会の運営強化等への支援

(6)啓発・研修その他の施策(条例第23条～第26条関係)

- 子どもを虐待から守るためには、県民一人ひとりが虐待の未然防止や早期発見等について関心を持ち、理解することが大切です。このため、条例で定められている11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、市町や民間団体等と連携して、積極的に啓発活動を展開しました。併せて、県民、関係機関等職員に対する研修会も実施しました。

【平成25年度の具体的取組】

①「子ども虐待防止啓発月間」の取組

11月の子ども虐待防止啓発月間において、市町、みえ次世代育成応援ネットワーク(※)をはじめ、関係機関の協力を得て以下の取組を実施しました。

また、全国各地でいじめが問題化していることから、平成24年度からは、県教育委員会と連携し、「いじめ防止」も併せて訴えかけています。

平成25年度の主な取組は次のとおりです。

1 県主催事業

- (1) 子ども虐待・いじめ防止啓発キャンペーンキックオフセレモニー(1日)

啓発月間の初日に、県庁前で、子育てに関わるさまざまな機関、企業・団体等の参加を得て、キャンペーンのキックオフセレモニーを開催。

- (2) オレンジリボンツリー、メッセージの展示(1日～8日)

ネットワークの会員企業・団体、県民から寄せられたメッセージを、ボード、ツリーにして、県民ホールに展示。ララスクエア四日市、みえこどもの城にも展示。

- (3) 女子サッカー公式戦での啓発活動(10日)

なでしこリーグ伊賀FCくノ一公式戦(三重県人権啓発活動ネットワーク協議会による人権啓発試合)で来場者に啓発。

- (4) 地域における啓発取組(17日)

津市一身田寺内町地区の協力を得て、寺内町まつりに啓発ブースを出展。啓発物品の配布、虐待防止メッセージの募集などを実施。オレンジリボンツリー展示、メッセージ募集を高田会館で継続。地区内356組に回覧板で啓発。

- (5) 子ども虐待防止・いじめ防止啓発講演会の開催(23日)

県民、子どもを虐待から守る家登録者、民生委員・児童委員、市町職員等を対象に開催。講師自身の虐待、いじめ体験から、大人に伝えたいことを発信。

※みえ次世代育成応援ネットワーク

従業員の子育て支援や地域の子どもたちの応援などに取り組んでいる三重県内外の企業と子育てを応援する活動を行っている地域の団体が連携して、子育てに優しい地域社会づくりに取り組む地域密着型子育て応援ネットワーク。

(平成25年度末現在会員数：694企業、534団体 計1,228会員)

2 共催事業

○啓発イベント「オレンジみこしでわっしょい！」の開催（16日）

公益財団法人三重子どもわかもの育成財団との共催により、県立みえこどもの城で開催。財団と皇學館大学の連携によるユースプロジェクトの一環として、大学生が企画から運営までを担当。当日は協力いただいた多くの企業や団体の参加のもと、オレンジみこしに子ども虐待防止・いじめ防止への思いを込めたメッセージをのせ、子どもたち60人など参加者全員で虐待防止・いじめ防止を啓発。

3 市町連携による取組

○オレンジリボンツリーリレーの実施（月間中）

虐待防止・いじめ防止を訴える、オレンジ短冊を吊るしたオレンジリボンツリーを市町庁舎の玄関等に設置し、啓発を行うとともに、メッセージの追加募集を実施。月間中、10本のツリーが全市町をリレーで巡回。

4 協力団体等による取組

(1) みえ次世代育成応援ネットワーク

会員企業・団体が、子ども虐待・いじめ防止のメッセージ発信を行うほか、自社の強みを生かした啓発活動を実施。

[取組の一例]

- ・ タクシー100台に虐待防止ステッカー貼付（三交タクシー）
- ・ スーパービジョンでの啓発メッセージ映写（四日市スーパービジョン）
- ・ 各支社・支店へポスター・リーフレット設置、社員のオレンジリボン着用、社用車へのマグネットシート貼付等による啓発

(2) 三重県民生委員児童委員協議会

民生委員児童委員全員（約4,100人）がオレンジリボンを着用し啓発。

(3) 三重県歯科医師会

歯科医師会として、県内歯科医院用に独自でポスターを作成、リーフレットとともに配布し、啓発協力を働きかけたほか、三重県歯科保健大会での啓発を実施。



《県庁で開催した、子ども虐待・いじめ防止啓発
キャンペーンキックオフセレモニー》

② 市町相談体制の強化及び担当職員の相談援助技術の向上

市町職員の人材育成については、市町と児童相談所の人事交流及び市町職員向け研修の実施とともに、児童相談所職員対象の研修にも参加を促すなど、積極的に支援を行いました。

○市町児童福祉担当職員研修会の実施状況

開催日	研 修 テ ー マ	受講者合計
H25. 11. 18	0歳児リスクについて	35人
H25. 12. 12	要保護児童対策地域協議会の運営について	35人
H26. 1. 24	児童相談における保健的支援・福祉的支援について	32人
H26. 2. 12	障がい相談について	16人
※講師は有識者、市町職員、児童相談センター職員等		延べ118人参加

○市町児童福祉担当職員ブロック別研修の実施状況

ブロック	開催日	研 修 内 容	受講者合計
北 勢	H25. 12. 16	児童虐待対応に関する事例検討	22人
中 勢	H26. 1. 22		11人
南勢志摩	H25. 12. 18		9人
伊 賀	H26. 1. 7		11人
紀 州	H25. 2. 17		7人
※講師は有識者			延べ60人参加

○ 児童福祉に関する指定講習会の実施状況

開催日	講習会講義内容	講 師
H25. 10. 22	・児童福祉論 ・児童相談所運営論、 市町児童家庭相談援助論	鈴鹿医療科学大学教授 藤原 正範 花園大学特任教授 津崎 哲郎
H25. 11. 8	・社会福祉援助技術論、 社会福祉援助技術演習	皇學館大学教授 吉田 直樹
H25. 11. 29	・障害者福祉論 ・養護原理	鈴鹿医療科学大学教授 貴島日出見 里山学院 施設長 鍵山 雅夫
H25. 12. 5	・児童虐待援助論（発生予防）、 児童虐待援助演習	小児科医、三重県立看護大学客員教授 西口 裕
H25. 12. 12	・要保護児童対策地域協議会運営論 ・児童虐待援助論（初期対応）	立命館大学教授 野田 正人 中勢児童相談所長 鈴木 聡
修了者数 : 児童福祉司任用資格認定証交付者 15人、 修了証書交付者 5人		

※この講習会は、厚生労働省告示に基づく講習会です。

【今後の課題】

児童虐待防止についての県民の意識をより高めていくことが大切であり、引き続き、「子ども虐待防止啓発月間」等を中心に、児童虐待防止に向けた啓発活動を行う必要があります。

また、県全体の児童相談対応力を高めるため、児童相談の第一義的窓口である市町等の人材育成を引き続き支援していく必要があります。

参 考

○子どもを虐待から守る条例

平成十六年三月二十三日
三重県条例第三十九号

改正 平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号
子どもを虐待から守る条例をここに公布します。

子どもを虐待から守る条例

目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 未然防止（第十条・第十一条）
- 第三章 早期発見及び早期対応（第十二条—第十四条）
- 第四章 保護及び支援（第十五条—第十七条）
- 第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備（第十八条—第二十二条）
- 第六章 その他の施策（第二十三条—第二十六条）
- 第七章 雑則（第二十七条—第二十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本的な考え方、県の責務、地域社会の役割、指針の策定、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。
- 二 保護者 法第二条に規定する保護者をいう。
- 三 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。

（基本的な考え方）

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、虐待を決して行ってはならない。

- 2 子どもを虐待から守るための施策は、子どもの利益に最大限配慮したものでなければならない。
- 3 県民全体として、次代の社会を担う子どもが健やかに育つ社会の形成に向けて取り組まなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先としなけ

ればならない。

- 2 県は、子どもを虐待から守るため、必要な施策を講ずるとともに、必要な体制を整備しなければならない。
- 3 県は、子どもを虐待から守るため、市町の施策又は事業、関係機関、関係団体又は子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）の事業又は活動及び地域社会の取組を積極的に支援しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（県民の責務）

第五条 県民は、虐待を許してはならない。

- 2 県民は、子どもを虐待から守るための施策、事業、活動等に協力するよう努めるものとする。

（保護者の責務）

第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、その子どものしつけに際して人権に配慮し、その子どもの心身の健全な発達に努めなければならない。

- 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、必要な支援が得られるよう努めるものとする。

（市町との協働）

第七条 県は、市町が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

- 2 県は、市町に対し、保健、医療、福祉、教育等の各分野における連携を強化し子どもを虐待から守るための役割を積極的に果たすよう協力を求めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（関係機関等との協働）

第八条 県は、市町と連携し、関係機関等が実施する子どもを虐待から守るための事業又は活動について必要な協力を行うものとする。

- 2 県は、関係機関等に対し、県が実施する子どもを虐待から守るための施策又は事業について協力を求めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（地域社会の役割）

第九条 地域社会においては、子どもを虐待から守るため、その地域で生活し、又は活動する者が相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施する重要な役割を果たすものとする。

第二章 未然防止

（子育てに関する情報の提供等）

第十条 県は、虐待を未然に防止するため、市町が家庭その他に対して行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務について、専門的な知識及び技術の提供その他の必要な協力を行わなければならない。関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務についても、同様とする。

- 2 県は、虐待を未然に防止するため、家庭その他に対して子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育て経験者、保育又は看護の従事経験者等と

の連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する時期その他の適当な時期の利用に努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(子育て支援指針)

第十一条 知事は、子育てに関する支援が特に必要となる家庭を把握し子育てに関して特別に必要な支援を行うための指針(以下この条において「子育て支援指針」という。)を策定しなければならない。

2 県は、子育て支援指針に基づき、前項の家庭に対し、市町及び関係機関等との連携及び協力による総合的な支援を行うよう努めなければならない。

3 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う子育てに関する支援に資するため、子育て支援指針を示すものとする。

4 知事は、子育て支援指針の策定に当たっては、あらかじめ子育てに関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

5 前二項の規定は、子育て支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第三章 早期発見及び早期対応

(通告等に係る対応)

第十二条 児童相談所長は、虐待を受けた子ども(虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下この章において同じ。)を発見した者からの通告があった場合には、直ちに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは当該子どもとの面会、面談等の方法により当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けた子どもに係る相談があった場合についても、同様とする。

2 前項の虐待を受けた子どもの保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。

(通告等に係る体制の整備等)

第十三条 県は、市町及び関係機関等との連携及び協力を図り、虐待を受けた子どもを発見した者からの通告を常時受け、及び虐待を受けた子どもに係る家庭その他からの相談に常時応ずることができる体制の整備に努めなければならない。

2 県は、前項の通告を行った者又は相談を行った者に不利益が生じないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(早期発見対応指針)

第十四条 知事は、県、市町又は関係機関等が虐待を受けた子どもを早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針(以下この条において「早期発見対応指針」という。)を策定しなければならない。

2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う虐待を受けた子どもの早期発見及び早期対応に資するため、早期発見対応指針を示すものとする。

3 知事は、早期発見対応指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待を受けた子どもの心身の状況等に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この

場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

4 前二項の規定は、早期発見対応指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第四章 保護及び支援

(保護支援指針)

第十五条 知事は、虐待を受けた子ども及び虐待を行った保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針（以下この章において「保護支援指針」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、市町及び関係機関等に対し、市町又は関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、保護支援指針を示すものとする。

3 知事は、保護支援指針の策定に当たっては、あらかじめ虐待に係る保護及び支援に関して専門的な知識を有する者の意見を聴かなければならない。この場合において必要があると認めるときは、知事は、市町又は関係機関等の意見を聴くことができる。

4 前二項の規定は、保護支援指針の変更について準用する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)

第十六条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(虐待を行った保護者への指導等)

第十七条 県は、市町又は関係機関等と連携し、保護支援指針に基づき、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備

(連携・協力体制の整備)

第十八条 県は、子どもを虐待から守るため、県、市町又は関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有化するとともに、綿密な連携及び協力をはかるための体制の整備を行わなければならない。

2 県は、前項の体制が効果的に機能するため、市町に対し、同項に準ずる体制の整備を行うよう要請し、必要に応じて支援を行うものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(専門家による援助体制の整備)

第十九条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、弁護士等専門的な知識を有する者と協力し、県が常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

(在宅における支援体制の整備)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭

への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。

(子どもを虐待から守る家)

第二十一条 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、住宅街、商店街等に居住する者であって次に掲げる事業について協力が得られるもの(以下この条項において「協力者」という。)の居宅を「子どもを虐待から守る家」として指定することができる。

一 子どもからの相談に応ずること。

二 子どもに一時的な避難場所を提供すること。

2 協力者は、前項の規定により指定された居宅に「子どもを虐待から守る家」の表示を行わなければならない。

3 前項の「子どもを虐待から守る家」の表示は、子どもにとって分かりやすいものでなければならない。

4 知事は、第二項の「子どもを虐待から守る家」の表示が行われた居宅の場所について、子どもが容易に認識できる方法により周知するよう努めなければならない。

5 知事は、協力者の安全の確保に十分に配慮しなければならない。

(乳幼児を保護するための拠点施設)

第二十二条 知事は、医療、福祉等の分野における関係機関等の協力のもとに、その管理し、又は運営する施設を乳幼児を保護するための拠点施設として指定することができる。

2 知事は、前項の規定により指定した施設を管理し、又は運営する関係機関等に対し、乳幼児を保護するために必要な支援を行うことができる。

第六章 その他の施策

(子ども虐待防止啓発月間)

第二十三条 県民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるとともに、次代を担う子どもの心身の健全な発達に寄与するため、子ども虐待防止啓発月間を設ける。

2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。

3 県は、子ども虐待防止啓発月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、市町又は関係機関等がその趣旨にふさわしい行事を実施するよう要請するものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、市町又は関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するよう努めるものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(人材の養成等)

第二十五条 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。

2 県は、子どもを虐待から守ることに関して職務上関係のある職員の資質の向上のた

めの研修等を実施するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(調査研究等)

第二十六条 県は、子どもを虐待から守るための調査及び研究に努めるとともに、必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

第七章 雑則

(秘密の保持)

第二十七条 県は、関係機関等と連携し、又は協力し、子どもを虐待から守るための施策又は事業を実施する場合には、個人情報について慎重に取り扱い、必要に応じて当該関係機関等と協定を締結する等により、秘密の保持に十分に配慮しなければならない。

2 関係機関等は、虐待に係る個人情報について慎重に取り扱い、秘密の保持に配慮しなければならない。

(年次報告)

第二十八条 知事は、毎年、虐待の発生状況、虐待に係る通告等の状況、県の施策の実施状況その他の県内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を県民に公表しなければならない。

(委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、第十条、第十二条、第十三条及び第二十一条から第二十四条までの規定は平成十六年七月一日から、第十一条、第十四条及び第四章の規定は平成十六年十月一日から施行する。

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告
(平成 25 年度)

1	三重県身体障害者総合福祉センター	1
2	三重県視覚障害者支援センター	5
3	三重県聴覚障害者支援センター	9
4	みえこどもの城	13
5	三重県母子福祉センター	18

平成 26 年 10 月 6 日

健 康 福 祉 部

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成 25 年度分)

＜県の評価等＞

施設所管部名： 健康福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県身体障害者総合福祉センター (津市一身田大古曾 670 番地 2)
指定管理者の名称等	社会福祉法人三重県厚生事業団 理事長 宮村 由久 (津市一身田大古曾 670 番地 2)
指定の期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの事業に関する業務 (生活援助棟としての業務、福祉センターA 型としての業務) ・センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務 ・センターの利用料金の收受等に関する業務 ・センターの維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H24	H25	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B			管理に関する基本協定書・年度協定書に定める仕様に従い、事業を実施するとともに、施設設備の維持管理及び修繕を支障なく実施している。
2 施設の利用状況	B	B			生活援助棟の利用者数は延べ 24,887 人となっており、ほぼ昨年度と同水準の利用者数(25,011 人)となっている。 また、運動施設(H24:25,682 人→H25:29,105 人)の利用者数は、昨年度より増加している一方、通所・訪問・地域巡回等リハビリテーション(H24:8,119 人→H25:8,059 人)の利用者数は、昨年度より若干減少している。
3 成果目標及びその実績	B	B			成果目標 4 項目のうち 3 項目で目標を達成している。 目標未達成であった施設入所支援稼働率については、ニーズに応じたサービスを提供するため、専門的・先駆的な事業の実施や日中活動サービスの定員変更など利用率向上に向け取り組んでおり、引き続き、ニーズに応じた取組を強化する必要がある。

※「評価の項目」の県の評価：

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援稼働率は 91%で成果目標を達成できなかったが、自立訓練を主に行う通過型訓練施設としては高水準を維持している。また、高次脳機能障がい者への訓練等の専門的・先駆的な事業の実施や日中活動サービスの定員変更などによるニーズへのきめ細かな対応及び関係機関への継続的な広報活動の実施など利用率の向上に向けた取組を行っている。 ・ その他の成果目標については、障がい者個々に対応した個別支援計画に基づいた訓練の実施などにより、目標を達成するとともに前年度実績を上回っている。 ・ 利用者へのきめ細かい対応などにより、利用者満足度は 93%と前年度(87%)より向上している。 ・ 収支状況は前年度より改善されており、収支のバランスを考慮しながら適正な維持管理を実施している。 <p>以上のことから、三重県身体障害者総合福祉センターの指定管理者として適切に業務を実施し、施設の設置目的である「身体障害者の福祉の増進」に向け、取り組んでいる。</p> <p>成果目標を達成していない施設入所支援稼働率については、引き続き、利用者に応じた訓練プログラムの実施などきめ細かなサービスを提供するとともに、関係部門職員による施設入所支援稼働率の向上に向けた検討や関係機関への広報活動などの取組を実施する必要がある。</p>
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(平成 25 年度分)>

指定管理者の名称: 社会福祉法人三重県厚生事業団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①三重県身体障害者総合福祉センター事業の実施に関する業務

- ・センターの維持管理業務をはじめ、生活援助棟の業務として「施設入所支援」「日中活動支援」等の事業、福祉センターA型の業務として「リハビリテーション」「障がい者スポーツ」等の事業を実施した。生活援助棟の施設入所支援稼働率については91%であり、成果目標値96%を達成できなかったが、地域生活移行率については58%であり、成果目標値50%を達成した。三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数は、スポーツ大会(選手986名、役員515名)ふれあいスポレク祭(参加者1,344名)の合計2,845名で成果目標値2,500名を達成した。福祉用具相談指導件数は304件であり、成果目標値300件を達成した。
- ・施設入所支援では、施設入所421名、自立訓練(機能訓練)305名、自立訓練(生活訓練)139名、就労移行支援80名、生活介護189名の利用があった。(実利用者数)
- ・リハビリテーションでは、通所・訪問・地域巡回等のリハビリテーションを実施し、8,059件の利用があった。
- ・障がい者スポーツの推進では、定期的にスポーツ教室等(参加者793名)を開催するとともに、三重県障がい者スポーツ大会、三重県ふれあいスポレク祭を開催した。
- ・施設貸出では、運動施設(野球場・テニスコート・ゲートボール場・体育館)、宿泊施設、研修施設の貸出において、1,720件、34,434名の利用があった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

- ・維持管理については、仕様書に基づき委託し、施設及び設備について適正な管理を実施した。
- ・修繕については、揚水ポンプ、冷温水発生器運転盤、厨房内給水管、中央監視室端末系修繕など計91件の修繕を実施した。

③県施策への配慮に関する業務

- ・利用者(障がい者)の人権尊重への取組として、意見箱投書に対し直接回答及び文書回答を行った。
- ・職員補充の際には、男女共同参画に基づき公募するとともに、育児休暇の取得等の環境整備に努めた。
- ・次世代育成支援として、スポーツ・研修施設の利用ならびに小中学校総合学習、相談支援等を行った。
- ・福祉用具(自助具)の相談・製作等支援、住宅改修の研修開催等ユニバーサルデザインのまちづくり推進に寄与した。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・情報公開については、法人情報公開実施要綱に基づいて実施し、情報公開開示請求は0件であった。
- ・「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項」を窓口にて公表した。
- ・施設利用者の個人情報の管理は、書類は施錠できる書庫に、デジタルデータはアクセス権を制限するなど管理を徹底した。

⑤その他の業務

該当なし

(2)施設の利用状況

施設の利用状況については、下記のとおりである。(単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度
	延利用者数	延利用者数
施設入所支援	13,215	13,275
日中活動支援	11,796	11,612
運動施設	25,682	29,105
宿泊施設	0	0
研修施設	6,725	5,329

2 利用料金の収入の実績

利用料金の収入の実績は下記のとおりである。(単位:円)

	平成 24 年度	平成 25 年度
支援費	151,723,215	150,228,236
診療報酬	8,313,991	8,396,422
介護保険	15,677,350	14,647,829
運動施設	1,200,230	1,481,490
宿泊棟	0	0
計	176,914,786	174,753,977

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部		
	H24	H25	H24	H25	
指定管理料	136,430,214	135,663,000	事業費	45,728,451	46,201,517
利用料金収入	176,914,786	174,753,977	管理費	323,041,788	300,218,515
その他の収入	59,913,376	45,418,251	その他の支出	4,313,843	3,685,495
合計 (a)	373,258,376	355,835,228	合計 (b)	373,084,082	350,105,527
収支差額 (a)-(b)	174,294	5,729,701			

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設入所支援稼働率 96% 2 地域生活移行率 50% 3 三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数 2,500 人 4 福祉用具相談指導件数 300 件
成果目標に対する実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設入所支援稼働率 91% 2 地域生活移行率 58% 3 三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数 2,845 人 4 福祉用具相談指導件数 304 件
今後の取組方針	<p>施設入所支援稼働率は 91%であり目標値 96%を下回った。当施設の周知不足が考えられるため、当施設にしかない機能「高次脳機能障がい者への専門的訓練」「脊髄損傷、脳外傷、脳性麻痺等介護保険サービスが受けられない方への機能訓練」「自動車訓練」などのサービス強化とともに、更新した利用案内パンフレットを活用し、関係機関への訪問等による広報活動を計画的に実施することにより、施設入所支援稼働率を高めていく。</p> <p>地域生活移行率については 58%であり目標値 50%を上回った。引き続き、通過型訓練施設の役割を検証する指標を達成するよう、個別支援計画に基づいて地域移行支援を実施していく。</p> <p>三重県障がい者スポーツ大会・ふれあいスポレク祭参加人数について 2,845 名であり、成果目標値 2,500 名を達成した。引き続き、社会参加の推進に寄与しながらスポレク祭を実施し、競技性の向上を視野に入れながら、スポーツ大会を実施していく。</p> <p>福祉用具相談指導件数は 304 件であり、目標値 300 件を達成した。引き続き、障がいのある方が安全で快適な生活が送れるよう、福祉用具相談指導を実施していく。</p>

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B	三重県身体障害者総合福祉センター管理に関する協定に基づき、県担当課との協議のもと、適正に管理業務を実施した。
2 施設の利用状況	B	B	生活援助棟に関しては、医療機関及び行政機関などと連携し、受傷後から社会復帰後の支援まで関わり、通過型訓練施設として利用者の社会復帰支援を実施した。 診療に関しては、主に医療機関及び居宅介護支援事業所などと連携し、在宅障がい者、要介護者等を対象とした外来通院リハビリテーション、通所リハビリテーション等を実施した。
3 成果目標及びその実績	B	B	良質のサービスを提供し利用者の満足度を高めるため、ニーズの変化に対応するバランススコアカードをツールに用いて事業運営を実施した。実績については、施設入所支援稼働率が目標値に至らなかったが、大きく目標値を下回することはなかった。

※評価の項目「1」の評価 :

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設入所支援稼働率について、目標は達成出来なかったが、医療機関及び行政機関などとの連携により、通過型訓練施設としては高水準を維持した。 ・ 地域生活移行率については、利用者ニーズに基づいた個別支援計画による支援や、地域の関係機関との連携により目標を達成した。 ・ 三重県障がい者スポーツ大会について、社会参加の促進及び競技性の向上を視野にいれ、各種スポーツ団体と連携して実施した。また、ふれあいスポレク祭について、参加者・協力者合わせて1,000人を超える規模のイベントを適切に実施した。毎回アンケート調査を実施し、官民参加の運営委員会を通じて事業の改善を重ねた結果、引き続き目標の参加人数を達成した。また、福祉用具相談指導件数の目標値も達成した。 ・ 医療保険、介護保険でのリハビリテーションについて、ニーズを分析しながら必要なリハビリテーションを効果的に実施した。 ・ 管理費は約2,280万円減少している。特に、修繕費について、施設の経年劣化対策等の増加要因はあるものの工事内容・実施時期の精査などにより、削減を図った。 <p>上記の取組などにより、利用者満足度は93%となっており、昨年度に引き続き高い水準を維持するとともに、指定管理業務を適切に実施した。</p>
--------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成 25 年度分)

＜県の評価等＞

施設所管部名：健康福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県視覚障害者支援センター (津市桜橋二丁目 131 番地)
指定管理者の名称等	社会福祉法人 三重県視覚障害者協会 会長 内田順朗 (津市桜橋二丁目 130 番地)
指定の期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・点字刊行物及び視覚障がい者等用の録音物を利用に供すること。 ・点訳及び音訳のボランティア活動の育成及び支援に関すること。 ・視覚障がい者の日常生活及び社会生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H24	H25	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B			機器の管理や点検を定期的に行い、適切な施設管理を行うとともに、不用となった物品の整理・廃棄と、物品の再配置を行うなど環境整備に努め、事故防止による業務停滞が生じないよう運営している。
2 施設の利用状況	A	A			各種講習会の開催や生活相談、生活訓練を開催し、ボランティアの協力により、積極的な利用の促進が図られている。
3 成果目標及びその実績	B	B			<p>点訳奉仕員養成は目標を大きく下回った(達成率 40%)。</p> <p>点字図書等の貸出・制作や生活訓練等については、目標を達成することができた。今後も利用者の要望に基づき、業務改善を行う必要がある。</p>

※「評価の項目」の県の評価：
「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ テープ図書の貸出が減り(前年度比 70%、23 年度比 53%)、デジジー図書などへの移行が進んでいる。特に平成 22 年度から稼働したサピエ図書館の利用が進んでおり、サピエ図書館からのダウンロード数は前年度比 192%となっている。 ・ 点字図書等の制作は、332 タイトルで目標を達成している(達成率 158%)。 ・ 生活訓練については、集合訓練からニーズに応じた個別訓練に変更したことで目標を達成している(達成率 832%)。 ・ 点訳奉仕員養成に係る受講者数は 20 人(達成率 40%)、音訳奉仕員養成に係る受講者数は 22 人(達成率 44%)で、25 年度は他団体等との共同による講習会に取り組んだが、成果目標を達成できなかった。 ・ センター利用者数については、目標値 550 人に対し、視覚障がい者のみで 797 人となっている(達成率 145%)。 ・ サピエ図書館の利用が増えており、25 年度にはサピエ図書館でのダウンロードタイトル数が実物のあるデジジー図書・雑誌の貸出数に比較し 180%となった。今後も三重県視覚障害者支援センターで、視覚障がい者にIT指導をするとともに、サピエ図書館の利用動向を注視しつつ、サピエ図書館の利用数を実績に含めるよう、今後検討していく。 ・ 点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成以外は、成果目標を達成しており、視覚障がい者のネットワークなど当事者団体の利点を活かし、取組の創意工夫によって、視覚障がい者の福祉の向上が図られていると評価できる。 <p>*「サピエ図書館」は、点字図書・録音図書の書誌データベースの検索や、資料データのダウンロードやストリーミングが利用できる視覚障がい者専用のネットワーク。</p>
--------	---

＜指定管理者の評価・報告書(平成 25 年度分)＞

指定管理者の名称:社会福祉法人三重県視覚障害者協会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①三重県視覚障害者支援センター事業の実施に関する業務

- ・点字図書等の貸出(20,748 タイトル)、制作(332 タイトル)を行った。
- ・生活訓練については、個々の障がいに応じた個別訓練を実施した(366 回)。
- ・点訳奉仕員養成研修受講者は 20 人、音訳奉仕員養成研修受講者は 22 人であった。
- ・メール受信希望者数は 173 人であった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

施設管理では、機器の管理や点検を定期的に行っている。

③県施策への配慮に関する業務

ア. 人権尊重社会の実現

人権尊重社会の実現のための啓発活動として、センターの見学や小・中学校の訪問で、地域で生活する視覚障がい者や盲導犬の話などを、三重県視覚障害者協会会長をはじめ、理事、センター職員が地元の人権擁護委員と協創して 41 小・中学校で 2,861 人を対象に実施した。

また、身体障害者補助犬の受入啓発活動や障害者防災セミナーに参加した。

イ. 男女共同参画社会の実現

ボランティアグループと視覚障がい者が交流会を実施することで、センターの活用促進を図っている。

ウ. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

おもいやり駐車場の普及啓発を行っている。

エ. 次世代育成支援の推進

小・中学生に対する視覚障がい者教育の実施(再掲)

オ. 環境保全活動の取組

コピー用紙の再生紙購入や廊下の間引消灯や使用していない部屋の消灯に努めるとともに、録音テープのリユースや不用となった廃棄点字図書のリサイクルなどにより、環境保全活動に努めている。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

「三重県視覚障害者支援センターの管理に関する情報公開実施要領」及び「三重県視覚障害者支援センターの管理に関する文書整理保存要領」を平成 18 年 4 月 1 日に制定した。

開示請求は、平成 25 年度 0 件であった。

個人情報保護については、「三重県視覚障害者支援センターの管理に関する基本協定書」第 11 条の「個人情報の保護に関する事項」を遵守するとともに、「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報保護規程」により対応している。

⑤その他の業務

該当なし

(2)施設の利用状況

- ・施設利用登録者数は、目標値 550 人に対し、視覚障がい者のみで 797 人となっている(達成率 145%)。
- ・毎日、多くの点訳、音訳、ITサポーターなどのボランティアがセンターを訪れ、作業や各種会合、研修に利用している。会合の日程が重なることや土曜日における空調管理の問題もあり、施設・設備の充実や冷暖房管理の要望が出されている。また、スポーツ活動促進の一環として、静寂性を要するサウンドテーブルテニスの練習に会議室が利用されている。
- ・土曜開館の試行については、第3土曜日の専門相談員による相談が年間 49 件あり、また土曜日を中心に活動する音訳ボランティアグループの利用も定着してきている。

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部		
	H24	H25		H24	H25
指定管理料	40,700,000	40,750,000	事業費	8,022,779	8,769,641
利用料金収入			管理費	32,673,113	31,902,829
その他の収入	397,552	404,262	その他の支出	0	0
合計 (a)	41,097,552	41,154,262	合計 (b)	40,695,892	40,672,470
収支差額 (a)-(b)	401,660	481,792			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	-
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・点字図書、録音図書、点字雑誌、録音雑誌の貸出、閲覧 貸出数合計 17,450 タイトル程度 ・点字図書、録音図書(テープ図書、デージー図書)、録音雑誌の制作、編集 年 210 タイトル程度 ・点訳奉仕員養成受講者数 50 人 ・音訳奉仕員養成受講者数 50 人 ・生活訓練 44 回 ・メール受信希望者数 150 人 ・施設利用登録者数 550 人
成果目標に対する実績	<ul style="list-style-type: none"> ・点字図書、録音図書、点字雑誌、録音雑誌の貸出、閲覧 貸出数合計 20,748 タイトル ・点字図書、録音図書(テープ図書、デージー図書)、録音雑誌の制作、編集 332 タイトル ・点訳奉仕員養成受講者数 20 人 ・音訳奉仕員養成受講者数 22 人 ・生活訓練 366 回 ・メール受信希望者数 173 人 ・施設利用登録者数 797 人
今後の取組方針	<p>視覚障がい者のニーズに対し、的確に応えられる三重県視覚障害者支援センターとして、職員の資質向上を図りながら、センターの運営にとってかけがえのない点訳・音訳奉仕員の育成・確保に努める必要がある。</p> <p>視覚障がい者にとって、全国ネットで利用できるサピエ図書館の充実・利用拡大を図っていくことが重要であり、当支援センターとしても市町やボランティア団体などと連携しながら、点訳・音訳奉仕員の育成を行い、点訳・音訳図書等を充実するとともに、視覚障がい者の積極的なサピエ図書館へのオンライン登録を促進する必要がある。</p> <p>点字については、固定的な利用者も多く、利用者のニーズを反映した対応を考えていく必要がある。また、テープ利用者については、デージー読取器を保有していない利用者が多く、テープ利用者の対応やテープ図書等の制作のあり方について検討する。</p> <p>以下について、今後の課題と認識し、効率的、効果的な方策を検討していく必要があると考えている。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ① 視覚障がい者に対する情報提供や日常生活訓練の充実 ② パソコンが使える視覚障がい者を増やすため、IT 関係事業の充実 ③ 蔵書数を利用者のニーズに沿った内容で充実 ④ 点訳・音訳奉仕員やその他のボランティアが活動しやすい環境の整備 ⑤ 視覚障がい者に対する専門的な相談体制の強化
--	---

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設や備品の管理、使用状況は良好であり、配線や音訳機器類の管理を適切に行い、事故防止や機器の故障による業務停滞が生じないように運営している。
2 施設の利用状況	A	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎日、多くの点訳、音訳、ITサポーターなどのボランティアが支援センターを訪れ作業や各種会合、研修に利用している。 ・ 土曜開館を試行したところ、専門相談員への相談が年間49件あり、また土曜日に活動する音訳ボランティアグループの利用が定着しつつある。
3 成果目標及びその実績	B	B	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書等の貸出、制作編集や生活訓練等については、目標を達成できた。 ・ 特に生活訓練については、視覚障がい者のニーズに合わせて個別訓練に変更したことで、参加者数がかなり増加した(前年度比546%)。 ・ 点訳・音訳奉仕員の育成については、目標を達成できなかった。

※評価の項目「1」の評価 :

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 業務計画を順調に実施している。
- 「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」「3」の評価 :

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」 → 当初の目標を達成している。
- 「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

<p>総括的な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ デイジー化の進捗への対応等、時代のニーズにあった事業進捗ができるように努めてきたところであるが、点訳・音訳奉仕員の育成・確保ができないなど課題がある。 ・ テープ図書等に対する制作の要望がなく、テープ図書の制作については今後も検討を行っていく。 ・ 蔵書数を利用者のニーズに沿った内容で優先順位をつけて、充実させる必要がある。 ・ これまでの点字図書館管理運営事業、盲人センター管理運営事業等の実績を生かしながら業務運営を行っている。視覚障がい者にとって唯一と言える重要な施設であることを十分認識して、数多くのボランティアに支えられ、三重県視覚障害者支援センターとしての役割を果たしているが、より、グレードを高めて、視覚障がい者のためのセンターになることに努めている。今後も、利用者のニーズを考慮しながら一層の充実を図る方向で業務改善を検討していく。
---------------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告（平成 25 年度分）

＜県の評価等＞

施設所管部名： 健康福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県聴覚障害者支援センター (津市桜橋二丁目 131 番地)
指定管理者の名称等	一般社団法人 三重県聴覚障害者協会 会長 深川誠子 (津市桜橋二丁目 131 番地)
指定の期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者等用の録画物その他各種情報を記録した物の制作又は貸出に関する事。 ・手話通訳又は要約筆記を行う者の養成又は派遣に関する事。 ・聴覚障がい者に情報を伝達するための機器の貸出に関する事。 ・聴覚障がい者の生活等の相談、情報の提供又は支援に関する事。 ・センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務 ・その他センターの管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H24	H25	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B			機器の管理や点検を定期的に行うとともに、適切な施設管理を行っており、利用状況は良好である。
2 施設の利用状況	A	A			手話通訳者養成講座、生活訓練事業及び相談などの実施により、積極的な利用の促進を図っている。 聴覚障がい者や支援者がセンターを訪れ、各種会合、研修に利用されており、健聴者を含めると延べ年間利用者数は 3,000 人を超えている。
3 成果目標及びその実績	B	B			三重県聴覚障害者支援センターへの登録者数は、目標値 800 人に対し、572 名であった（目標達成率 72%）。 その他字幕映像ライブラリー作品の制作・貸出や生活訓練など目標を達成している。

※「評価の項目」の県の評価：
 「+」（プラス） → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」（マイナス） → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」 （空白） → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総合的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県聴覚障害者支援センターへの利用登録者数については、目標値 800 人に対し、聴覚障がい者のみで 572 名となっている（目標達成率 72%）。しかし、ほぼ毎日、各種会合や研修にセンターが利用されており、延べ年間利用者数は 3,000 人を超えている。今後も市町担当者会議などにおいて事業の説明をするとともに、様々なイベントを通して啓発を行い、利用者の増加に向けて取り組むことが望まれる。 ・要約筆記者の県・市町登録者は、国の要綱改正に伴う認定試験及び移行講習の導入により、登録を辞退される方もおり、県内全体としては減少傾向にある。今後は、障がい者の情報保障の重要性を市町担当者や県民に啓発することにより、手話通訳者、要約筆記者の養成を図る必要がある。 ・三重県聴覚障害者支援センター利用登録者数、手話通訳者・要約筆記者登録者数以外は、目標を達成しており、聴覚障がい者のネットワークなど当事者団体の利点を活かし、また、利用登録者の要望を取り入れるなど創意工夫によって、聴覚障がい者の福祉の向上が図られていると評価できる。 ・災害時における聴覚障がい者の要援護者支援にかかる協定については、平成 24 年度から伊勢市と松阪市に協議を行い、平成 25 年 4 月 12 日に三重県と伊勢市が全国に先駆けて協定を締結した。その後、マニュアルや名簿の送付方法など事務的な協議を行った。今後、他の市町にも働きかけていく必要がある。また、要援護者支援を行うサポーターとして、55 名の新規登録があり、平成 25 年度末で 61 名となったことは評価できる。 ・施設管理では、職員が交代で機器の管理や点検を毎月実施した。また、職員の役割、安全管理の明確化、緊急連絡体制、個人情報の名簿台帳などの点検を実施するなど適正に管理されている。
--------	---

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1) 管理業務の実施状況

① 三重県聴覚障害者支援センター運営事業の実施に関する業務

- ・字幕映像ライブラリー作品の制作（26 本）を行うとともに、貸出（494 件）を行った。
- ・手話通訳者養成研修は、2 会場で開催するなどして、20 人の受講者あった。
- ・要約筆記者養成研修に 20 人の受講があった。
- ・外出支援や意思疎通を図ることを目的に、手話通訳者 362 件、要約筆記者 139 件及び盲ろう通訳・介助者 256 件を派遣した。
- ・生活訓練として、難聴者・中途失聴者コミュニケーション教室を年間 6 日実施するとともに、地域相談会において日常生活用具の紹介と体験を実施した。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

施設管理では、機器の管理や点検を毎月行った。

③ 県施策への配慮に関する業務

ア. 人権尊重社会の実現

- ・センター夏まつりや障害者週間イベントを行い、聴覚障がい者をはじめ、関係者や県民に三重県聴覚障害者支援センターの利用を促すとともに、人権啓発を行った。

イ. 男女共同参画社会の実現

- ・三重県聴覚障害者支援センター職員に女性を配置している（60%）。また、手話通訳者等においては女性が積極的に活動いただいている。

ウ. ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・おもいやり駐車場の普及啓発、新博物館建設に対する助言やテレビの字幕放送制作などを行った。
- ・消防署の協力を得て、聴覚障がい者が視覚的に理解できるアニメーション表示のある機器を利用した AED 救命講習会を開催した。

エ. 次世代育成支援の推進

- ・聾学校の先生や P T A の見学を受け入れるとともに、センター夏まつりを開催するにあたっては、聾学校と連携しながら、聾学校の子どもへの呼びかけや啓発上映会を行った。
- ・インターンシップの学生に、ビデオへの字幕編集、簡単な手話通訳の実践や筆談ボードの作成を体験してもらい、聴覚障がい者への理解を促進した。

オ. 環境保全活動の取組

- ・コピー用紙の再生紙利用などグリーン購入や両面印刷などを行うとともに、ロビーの消灯や使用していない部屋の消灯徹底など環境保全活動に努めた。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する情報公開実施要領」及び「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する文書整理保存要領」を平成 24 年 4 月 1 日に制定している。

平成 25 年度中の開示請求は 0 件であった。

個人情報保護については、「三重県聴覚障害者支援センターの管理に関する基本協定書」第 11 条の「個人情報の保護」に関する事項を遵守するとともに、指定管理者である一般社団法人三重県聴覚障害者協会が平成 24 年 4 月 1 日に制定した「保有個人情報取扱規程」及び「三重県聴覚障害者支援センター個人情報保護実施要領」により対応している。

⑤ その他の業務

該当なし。

(2) 施設の利用状況

- ・ほぼ毎日、聴覚障がい者や支援者がセンターを訪れ、各種会合、研修に利用しており、健聴者を含めると延べ年間利用者数は3,000人を超えている。
- ・利用者からの要望を取り入れ、聴覚障がい者の文化作品を展示できるスペースを設け、県民への啓発を行っている。

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位：円)

	収入の部		支出の部		
	H24	H25		H24	H25
指定管理料	21,791,000	21,791,000	事業費	9,521,266	9,930,993
利用料金収入			管理費	12,212,586	11,943,935
その他の収入	28,405	87,394	その他の支出	0	0
合計 (a)	21,819,405	21,878,394	合計 (b)	21,733,852	21,874,928
収支差額 (a)-(b)	85,553	3,466			

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県聴覚障害者支援センター利用登録者数 800人 ・字幕映像ライブラリー作品の制作 制作数 26本 ・字幕映像ライブラリー作品の管理と貸出 年 400本 ・手話通訳者・要約筆記者新規登録者数 10人 ・生活訓練年間 6日 ・情報発信回数 年間 24回
成果目標に対する実績	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県聴覚障害者支援センター利用登録者数 572人 ・字幕映像ライブラリー作品の制作 制作数 26本 ・字幕映像ライブラリー作品の管理と貸出 年 494本 ・手話通訳者・要約筆記者新規登録者数 37人 ・生活訓練年間 6日 ・情報発信回数 年間 47回
今後の取組方針	<p>利用登録者数については、市町担当者会議や様々なイベントにおいて積極的に三重県聴覚障害者支援センターの啓発を行うことで、登録者の増加に取り組む。</p> <p>聴覚障がい者のニーズに的確に応えられる三重県聴覚障害者支援センターとして、職員の資質向上を図るとともに、聴覚障がい者に必要な情報保障を行う手話通訳者・要約筆記者の育成に努める必要がある。</p> <p>字幕映像ライブラリー作品の制作・貸出等については、目標を達成できており、今後も継続的に利用者の要望を取り入れながら作品の制作・貸出を行う。</p> <p>障がい者の情報保障の重要性について市町担当者や県民に啓発を行うとともに、手話通訳者等の新規養成講座受講のPRを行う。</p> <p>生活訓練については、難聴者向けのコミュニケーション支援を中心に実施するとともに、生活支援用具の紹介や、悩み・きこえの相談対応を行うことにより、今後も継続的な目標達成に向けて取り組む。</p>

5 管理業務に関する自己評価

評価の項目	評価		コメント
	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B	・機器の管理や点検を定期的に行うとともに、適切な施設管理を行っており、利用状況は良好である。
2 施設の利用状況	A	A	・手話通訳者養成講座や生活訓練事業や相談などを開催し、積極的な利用の促進を図った。 ・利用者からの要望に基づき、聴覚障がい者の文化作品を展示できるスペースを設けた。 ・各種会合、研修に利用されており、延べ年間利用者数は3,000人を超えている。
3 成果目標及びその実績	B	B	・三重県聴覚障害者支援センターへの登録者数については、目標値800人に対し、572人であった（達成率72%）。 ・字幕映像ライブラリー作品を26本制作（達成率100%）し、貸出数494件（達成率124%）で、目標値を達成できた。 ・手話通訳者、要約筆記者の登録者数はそれぞれ3人、34人増え、目標を達成できた（達成率370%）。しかし、制度改正に伴い、既存の要約筆記者が辞めることとなり、三重県の手話通訳者・要約筆記者登録者数は330人である。 ・生活訓練として、難聴者・中途失聴者コミュニケーション教室を年間6日実施するとともに、地域相談会において日常生活用具の紹介と体験を実施し、目標を達成した（達成率100%）。

※評価の項目「1」
の評価 :

- 「A」 → 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 業務計画を順調に実施している。
「C」 → 業務計画を十分には実施できていない。
「D」 → 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」
「3」の評価 :

- 「A」 → 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」 → 当初の目標を達成している。
「C」 → 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」 → 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブラリー作品の制作や貸出など、目標を達成した。 ・地域での相談会や生活訓練を実施し、目標を達成した。 <p>総括的には計画的に実施できたと考えている。</p> <p>聴覚障がい者への連絡など災害時支援を行うために、三重県聴覚障害者支援センターへの利用登録や市町との協定締結を今後も継続して、市町への普及啓発を行うとともに、様々なイベントにおいてセンターの利用促進を図る。</p> <p>また、国の要綱改正に伴う要約筆記者認定制度の導入により、登録を辞退される方が増加しており、要約筆記者登録者が減少傾向にある。今後は、障がい者の情報保障の重要性について市町担当者や県民に啓発を行うとともに、新規養成講座のPRを行う。</p>
--------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成 25 年度分)

<県の評価等>

施設所管部名 : 健康福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	みえこどもの城 (松阪市立野町 1291 番地)
指定管理者の名称等	公益財団法人三重こどもわかもの育成財団 理事長 太田 栄子 (松阪市立野町 1291 番地)
指定の期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・みえこどもの城条例第 2 条に規定する事業の実施に関する業務 ・みえこどもの城の施設および設備の利用の許可等に関する業務 ・みえこどもの城の利用料金の收受等に関する業務 ・みえこどもの城の管理施設の維持管理及び修繕に関する業務 ・上記業務のほか、知事がみえこどもの城の管理上必要と認める業務

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H24	H25	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	A			<ul style="list-style-type: none"> ・管理業務を順調に行った。 ・管理の瑕疵に起因する利用者の負傷等の事故はなかった。 ・収入減となっているにもかかわらず、事業費支出を抑えたことで赤字幅を抑えたことは評価できる。 ・施設の維持管理及び修繕について適切に対応した。 以上のことから、業務計画を順調に実施していると判断する。
2 施設の利用状況	B	B			<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの城の各スペースを活用して、事業を行った。 ・全体の利用者は目標を 2 万人以上上回った。 以上のことから、業務計画を順調に実施していると判断する。
3 成果目標及びその実績	A	A	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・県が指定管理者公募に際して示した 3 つの項目(年間総利用者数、移動児童館の実施回数、利用者の満足度)については、実績が成果目標を上回った。 ・その他、指定管理者が設定した成果目標を下回った項目は 22 項目中 7 項目あったが、概ね順調に実施していると判断する。

※ 「評価の項目」の
県の評価 :

「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。

「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。

「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

総括的な評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ みえこどもの城の管理を順調に行い、施設も有効に活用していることから、指定管理者として適切に管理・運営を行っている判断する。 ・ 県が指定管理者公募に際して示した 3 つの項目(年間総利用者数、移動児童館の実施回数及び利用者の満足度)については、実績が成果目標を上回っており、評価できる。 ・ 上記 3 項目以外に、指定管理者が設定した成果目標のうち、サイエンスルーム、プレイランド、ドームシアター、レストハウスの各利用者数と、アートの企画数、団体利用件数、広報活動掲載数の 7 項目が達成できなかったことについては、要因を探りながら、企画内容の充実を図るなど、成果目標の達成に向けて尽力されることを期待する。 ・ 今後とも、指定管理者が有するノウハウを生かした創意・工夫によって、みえこどもの城の魅力向上に繋がるように取り組まれることを期待する。
--------	--

<指定管理者の評価・報告書(平成 25 年度分)>

指定管理者の名称:公益財団法人 三重こどもわかもの育成財団

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

①みえこどもの城管理・運営事業の実施に関する業務

成果目標として総利用者数 20 万人を目標に掲げているが、平成 25 年度の利用実績は 22 万人を超えた。大型、季節イベントが年間を通じて計画どおり開催できたことや、企業、地域の人々、大学等との連携による新たな事業を展開できたこと、児童健全育成拠点事業や市町の催しへの参加により県内各地に出向く回数が増えたことなどが利用者数増につながった。

②施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

施設設備の通常維持管理や小規模修繕は通常どおり対応した。平成 25 年度は通常の維持管理のほか、看板(カリヨン他)の修繕及び塗装、授乳スペースの新・増改設、チャレンジルーム及び 3 階回廊の照明増設工事を実施した。

③県施策への配慮に関する業務

- ・「県民の日」特別工作の実施。
- ・三重県青少年健全育成条例に基づく「家庭の日イベント」の実施と「家庭の日」の普及・啓発のため、「家庭の日絵画・ポスター展」を実施。
- ・「松阪ぼうさいフェスタ」に協力、松阪地域防災総合事務所と連携し災害や大震災への備えを県民に啓発。
- ・オレンジキャンペーン期間中に、その趣旨に沿ったイベント「オレンジみこし」を大学生と協働で実施。
- ・県とみえ次世代育成応援ネットワークによる「第 8 回 子育て応援！わくわくフェスタ」への参加と会場の提供により、子どもの育ち・子育て家庭を応援する機運の醸成を図った。
- ・三重県企業庁(水質管理情報センター)との連携事業として「おやこ水質教室」を、水への関心を高める取組として実施。
- ・三重県立水産高等学校との連携事業として『家族で真珠の魅力を知ろう！』を実施。
- ・三重県農林水産部森林・林業経営課との連携事業として「木のパタパタをつくろう！あそぼう！！」を実施。
- ・2013 みえ生涯ネットワーク交流会「地域学フェスティバル」への参加。
- ・「省エネ、節電への知事メッセージ」を館内へ提示し、来館者に対する節電の呼びかけを実施するとともに、館内での間引き照明やこまめな消灯、事務室のエアコン温度の設定などにより、節電を実施。
- ・冬の省エネ・節電の取組についての知事の県民啓発を提示。
- ・複数企業と学生ボランティアと連携して「キッズお仕事広場」を実施。
- ・地域の方々の協力のもと、「むかしあそびっておもしろい！」と題したイベントを実施し、子どもたちとの交流を図った。

④情報公開・個人情報保護に関する業務

- ・「公益財団法人三重こどもわかもの育成財団情報公開実施要領」を制定している。
- ・みえこどもの城事業への参加者からの個人情報、要領に則り個人情報の保護に努めた。
- ・「文書目録」を三重県戦略企画部情報公開課に提出した。

⑤その他の業務

該当なし

2)施設の利用状況

(1)児童健全育成事業における成果目標と実績

区 分	平成 25 年度成果目標	平成 25 年度実績
年間総利用者数	200,000 人	220,626 人
館内機能		
イベントホール	8 企画 35,000 人	14 企画 61,744 人
舞台スペース	40 企画 20,000 人	41 企画 33,863 人
サイエンスルーム	40 企画 7,000 人	43 企画 6,903 人
アートスペース	80 企画 12,000 人	79 企画 13,362 人
プレイランド	45,000 人	41,874 人
プレイルーム	18,000 人	22,745 人
ドームシアター	25,000 人	24,211 人
レストハウス	2,000 人	1,604 人
研修室	6,000 人	7,331 人
館外機能		
利用者の満足度	70.0%以上	84.7%

(2)児童健全育成拠点事業における成果目標と実績

区 分	平成 25 年度成果目標	平成 25 年度実績
移動児童館の実施回数	80 件以上	85 件
地域協働事業実施件数		
講師・指導者等登録者数	—	86 人

(3)その他の成果目標と実績

区 分	平成 25 年度成果目標	平成 25 年度実績
団体利用件数	210 件以上	185 件
ボランティア登録者数	50 人	109 人
広報活動掲載数	250 件以上	172 件
ホームページアクセス数	100,000 件以上	135,180 件

2 利用料金の収入の実績

シアター事業	■ドームシアターの収入	
	利用者数	金額(円)
計	24,211	5,431,240

館内事業	■イベントホールの収入		■プレイランドの収入	
	利用者数	金額(円)	利用者数	金額(円)
計	61,744	702,800	41,874	5,007,800

館内事業	■シミュレーションライドの収入	
	金額(円)	
計	690,500	

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部		
	H24	H25		H24	H25
指定管理料	78,003,000	96,702,000	事業費	111,230,112	99,709,276
利用料金収入	13,580,600	11,832,340	管理費	47,368,491	44,484,817
その他の収入	66,954,740	35,334,442	その他の支出	0	0
合計 (a)	158,538,340	143,868,782	合計 (b)	158,598,603	144,194,093
収支差額 (a)-(b)	△60,263	△325,311			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	549,300
---------	---------

4 成果目標とその実績

成果目標	<p>指定期間で達成すべき成果目標(県による設定値)</p> <ol style="list-style-type: none"> 年間総利用者数 年間 200,000 人の達成 移動児童館の実施回数と地域協働事業の実施件数の合計 80 件以上の達成 利用者の満足度 70%以上の達成
成果目標に対する実績	<p>成果目標については、下記①～④の事業等を実施する中で達成ができた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 連携事業の拡大 学校や企業、行政等のほか地域や大学との連携事業、舞台スペース、野外企画事業など新たな事業への取組を図ることで、成果目標を達成した。 館外事業の拡大 県内各地で実施される地域でのさまざまな祭りや行事への参加、子育てフェスタなどに積極的に参加し連携に努めた。 リピーターの確保 アールスペース、クライミングウォールなどでは、時間や利用者の年齢、曜日(土日祝日)に合わせた企画内容等を利用者に提供することでリピーターの確保につなげた。 利用者のニーズに応える取組 館内各ブースでは企画にあわせてアンケートを行い、利用者のニーズや満足度の調査を行い、対応や満足度の向上に努めたほか、利用者に情報をわかりやすく伝えるためホームページの更新を常時実施するとともに、講師・指導者の拡充、団体のための適切な利用案内にも心がけた。
今後の取組方針	<ol style="list-style-type: none"> 来館者の多くは、園児、小学生であることから、中学生以上の来館者の確保に努める。 子育て支援や次世代を担う児童・青少年の育成の指導、相談機能の充実を図る。 事業拡大を図るために、企業や団体、市町、地域の人々、大学等との連携をより一層深める。 県等の施策と連携した少子化対策事業の推進に努める。

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	A	施設設備、機械設備は毎日点検を行うほか、設備機器類の法定点検を励行。 館内は利用者の衛生管理を図るとともに、遊具類の補修など来館者に不快感を与えないよう適切な管理に努めた。 館内の照明や冷暖房は、利用状況に応じて適宜調整することでコスト削減に努めている。 会計管理等は、公認会計士による定期的な会計指導を受けている。
2 施設の利用状況	B	B	エントランス、プレイルーム、舞台スペース等利用者が無料で使用できるスペースを確保するほか、ドームシアター、プレイランド、アートスペース、サンエンスルームは有料として、利用者にさまざまな企画を提供することで、多くの来館者の満足度が高まるようにしている。 また、レストハウスは、平成 26 年度からの新たな取組への準備と、キッズギター教室として施設の活用を高めた。
3 成果目標及びその実績	A	A	総利用者数 20 万人の目標に取り組んだ結果、昨年度は 22 万人を超えた。 一部スペースの利用が目標数に達しなかったものの、イベントホール、舞台スペース、プレイルームなどの利用者が増加したほか、企業、地域の人々、大学等と協働した事業の展開や館外で実施した移動児童館、市町等の地域協働事業などに積極的に出向いた結果、目標を達成することができた。

※評価の項目「1」
の評価：

- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 業務計画を順調に実施している。
「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」
「3」の評価：

- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
「B」→ 当初の目標を達成している。
「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

<p>総括的な 評価</p>	<p>① 子ども・若者育成支援に向けて 平成 23 年 4 月に「三重県子ども条例」が施行され、未来を担う子どもや若者の育成支援についての気運が高まるなか、みえこどもの城の指定管理者として、関係機関や団体、企業、地域、大学等との連携と協働のもと、子どもや若者を支援する事業について展開を図ることができた。</p> <p>② 地域とのネットワークづくり 市町の関係機関や団体、企業、大学等と連携を図り、地域に積極的に出向くことにより、地域の子どもの遊びや体験を支援するとともに、地域とのネットワークづくりをさらに進めることができた。</p> <p>③ 子育て支援の地域への拡大 みえこどもの城の指定管理者として、移動児童館や地域児童館への支援活動を通じて、遊びや学習のメニューを、地域にさらに拡大することができた。</p>
--------------------	--

指定管理者が行う公の施設の管理状況報告(平成 25 年度分)

< 県の評価等 >

施設所管部名: 健康福祉部

1 指定管理者の概要等

施設の名称及び所在	三重県母子福祉センター (津市桜橋二丁目 131 番地)
指定管理者の名称等	一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会 理事長 北野 好美 (津市桜橋二丁目 131 番地)
指定の期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
指定管理者が行う管理業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等の生活全般にわたる問題について、相談に応じること。 ・母子家庭の母子に対し、生業を指導し、又は技能を習得させること。 ・母子家庭の母子に対し、求人の開拓を行うなど、就業を支援すること。 ・三重県母子福祉センターを利用する者の児童に対し、必要な保育をすること。 ・母子家庭等の生活の向上を図るための講習会、講演会等を開催すること。 ・上記のほか、三重県母子福祉センターの効用を最大限発揮するために必要な事業を実施すること。

2 施設設置者としての県の評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	指定管理者の自己評価		県の評価		コメント
	H24	H25	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B			職業紹介所は、求職票 11 件(前年度 11 件)、就職者数 8 件(前年度 10 件)と就職に至った件数は伸び悩んでいる。様々な機会を通じて広報に努める必要がある。
2 施設の利用状況	B	B			会議、研修による利用が主体となっている。相談利用者は、来庁訪問より、電話、メールなどが中心となっているが、きめ細かい対応が果たせる来庁での相談についても広報の強化を図る必要がある。
3 成果目標及びその実績	C	C		+	「相談利用」と「技能習得講習会」は、目標数値を達成できなかったが、就労、生活における相談利用は伸びてきている。一方技能習得講習会は伸びておらず、研修手法や内容について検討する必要がある。

※「評価の項目」の県の評価 : 「+」(プラス) → 指定管理者の自己評価に比べて高く評価する。
 「-」(マイナス) → 指定管理者の自己評価に比べて低く評価する。
 「 」(空白) → 指定管理者の自己評価と概ね同じ評価とする。

<p>総合的な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職業紹介所については、求職件数 11 件に対し、8 件が就職に至っている。就職に至った件数は、伸び悩んでいる。 ひとり親家庭に対する雇用情勢は厳しく、子育てと生計を同時に担っているなど、ふたり親家庭に比べ不利なところが多い。こうした中で、ひとり親家庭と企業とのマッチングを行う職業紹介所の役割は大きく、積極的にひとり親家庭に対する広報を引き続き行うとともに、ひとり親家庭に対して理解ある雇用事業主を少しでも増やすことで、ニーズに沿った就職者数を増やしていく必要がある。 ・相談利用については、メールによる相談(本年度 5 件、前年度 25 件)が減少したが、電話による相談は大幅に増加した。(本年度 180 件、前年度 125 件) 訪問による相談は増加していない(本年度 5 件、前年度 10 件)が、きめ細かな対応ができる長所があるため、相談しやすい雰囲気をつくるなどにより、相談件数を増やしていく必要がある。 ・生活向上のための講習会は、ひとり親同士が交流する情報交換会と同時に実施されている。これは、「みえ県民カビジョン」の目標項目に掲げており、3 年目にして地域や参加者数も拡大している。 参加したひとり親家庭からは、「ひとり親同士の交流が図られ、普段できない情報の交換が可能となった」などの声もある。孤立しがちなひとり親家庭に対して交流する機会を提供することは重要であり、今後の情報交換会の拡大が期待される。
---------------	--

<指定管理者の評価・報告書(平成 25 年度分)>

指定管理者の名称:一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会

1 管理業務の実施状況及び利用状況

(1)管理業務の実施状況

① 三重県母子福祉センター事業の実施に関する業務

○各種相談・研修事業の実施

生活相談と弁護士による法律相談、母子自立支援員やひとり親家庭福祉協力員の資質向上のための研修会を開催した。

ア 相談員による一般相談は、電話 128 件、メール 2 件、訪問 5 件であった。

イ 弁護士による専門相談を実施し、16 件の利用があり、問題解決に効果を上げた。

ウ 研修会は、母子家庭等を地域で支援する母子自立支援員の資質を高めるための母子自立支援員研修会を年間 3 回、ひとり親家庭等福祉協力員研修会を 1 回開催し、好評であった。

○就労支援事業の実施

就業・自立支援センターに就業相談員 1 名を配置し、職業紹介や就労相談、技能習得のための講習会を開催した。

ア 職業紹介所:求人票 12 件、求職票 11 件を受理し、この 1 年間に就職したのは 8 件であった。

イ 就労相談:電話相談 52 件、メール 3 件、訪問相談 8 件を受け付けた。

ウ パソコン講習会:集団講習は、当センターで火・金コースを実施し、6 名が参加した。また、フレンテみえまなびラボでフレンテと共同開催し、平日コースが 11 名、土日コースが 9 名の参加があった。今年は個人講習の希望は 0 件であった。

○就業情報提供事業の実施

就労につながる資格取得の情報などを収集して、ホームページに掲載するとともに、求職登録者に携帯メール等を利用しての情報提供等を行った。

ア ホームページに今年度のセンター事業計画や事業の募集案内を掲載した。

イ ホームページの閲覧は、年間でパソコン用 1,516 件であった。

ウ ホームページ以外には、電話 4 件、メール 5 件、訪問 1 件、郵送 1,332 件の情報提供を行った。

エ センター事業など 3 種類の啓発文書を準備し、市町に対して児童扶養手当現況調査時に同封していただくよう依頼し、17 市町での協力が得られ、9,849 件の情報提供をすることができた。

また、平成 24 年度作成のセンター事業・相談窓口啓発用チラシの増し刷りを行い、県大会や会議等で、1,117 件配付し、ひとり親家庭対策の普及及び情報提供に努めた。

わくわくフェスタは中部台公園で実施されたものの、屋外ブース出展者には前日に雨天中止を決定したため、参加できなかった。

○文化教養事業(生活向上のための講習会)の実施

ひとり親家庭の父又は母の教養を高めたり、親子の絆を深めるため、文化教養講習会や親子料理教室を開催するとともに、親同志の交流の場を持ち、情報の共有化を図った。

今年度は、親子料理教室(2 会場)など 8 事業を開催した。参加者は 292 名で 133 名の母親、4 名の父親と 155 名の子どもであった。

いずれの行事も寡婦がサポーターになり、母子と寡婦の交流の場になっている。母親交流会は、育児の問題やひとり親家庭の悩みなどが話し合われ、情報の共有化と交流の輪が広がっている。

○施設利用者の満足度の向上

利用者の利便の向上を図るため、年 2 回アンケート調査を実施、利用者の意見や苦情等を把握した。結果は、「利用された目的は達成されましたか」「職員の対応はいかがでしたか」との問いに 2 回とも回答者全員がプラス評価であった。

② 施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務

施設の状況は問題なく、修繕が必要な箇所も特になかった。

③ 県施策への配慮に関する業務

人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザインの理念は、母子寡婦福祉事業の根幹をなす思想でもあり、事業実施のすべての局面での不可欠な要素である。省資源対策として電気等の効率的な使用、廃棄物発生抑制を行うとともに、資源ごみの分別を行い、裏面コピーなどを積極的に行った。

④ 情報公開・個人情報保護に関する業務

情報公開に関しては情報公開要領により、個人情報保護に関しては基本協定書に基づき適切に実施した。

⑤ その他の業務

該当なし。

(2) 施設の利用状況

当施設は常時対象者が来所し、施設内の設備を利用したり、当所のスタッフの対応を受けたりする性格の施設ではないが、職業紹介所が開所され、求人・求職などの事業も行っている。

2 利用料金の収入の実績

該当なし

3 管理業務に関する経費の収支状況

(単位:円)

	収入の部		支出の部		
	H24	H25		H24	H25
指定管理料	9,450,000	9,450,000	事業費	3,633,332	3,583,819
利用料金収入			管理費	5,902,462	5,978,669
その他の収入	85,794	112,488	その他の支出	0	0
合計 (a)	9,535,794	9,562,488	合計 (b)	9,535,794	9,562,488
収支差額 (a)-(b)	0	0			

※指定管理者が変わった場合、前年度の収支状況には斜線を記入しています。

※参考

利用料金減免額	—
---------	---

4 成果目標とその実績

<p>成果目標</p>	<table border="0"> <tr> <td>1 求人情報の提供</td> <td>毎年度延べ</td> <td>5,500 回以上</td> </tr> <tr> <td>2 相談利用回数</td> <td>毎年度延べ</td> <td>230 回以上</td> </tr> <tr> <td>3 技能習得講習会参加者数</td> <td>毎年度延べ</td> <td>60 人以上</td> </tr> <tr> <td>4 母子自立支援員研修会開催回数</td> <td></td> <td>毎年度 3 回</td> </tr> <tr> <td>5 利用満足度調査(利用者アンケート)</td> <td></td> <td>毎年度 2 回</td> </tr> <tr> <td>6 生活向上のための講習会等</td> <td></td> <td>毎年度 2 回実施</td> </tr> </table>	1 求人情報の提供	毎年度延べ	5,500 回以上	2 相談利用回数	毎年度延べ	230 回以上	3 技能習得講習会参加者数	毎年度延べ	60 人以上	4 母子自立支援員研修会開催回数		毎年度 3 回	5 利用満足度調査(利用者アンケート)		毎年度 2 回	6 生活向上のための講習会等		毎年度 2 回実施
1 求人情報の提供	毎年度延べ	5,500 回以上																	
2 相談利用回数	毎年度延べ	230 回以上																	
3 技能習得講習会参加者数	毎年度延べ	60 人以上																	
4 母子自立支援員研修会開催回数		毎年度 3 回																	
5 利用満足度調査(利用者アンケート)		毎年度 2 回																	
6 生活向上のための講習会等		毎年度 2 回実施																	
<p>成果目標に対する実績</p>	<table border="0"> <tr> <td>1 求人情報の提供</td> <td></td> <td>13,824 回(進捗率 251.3%)</td> </tr> <tr> <td>2 相談利用回数</td> <td></td> <td>214 回(進捗率 93.0%)</td> </tr> <tr> <td>3 技能習得講習会参加者数</td> <td></td> <td>26 人(進捗率 43.3%)</td> </tr> <tr> <td>4 母子自立支援員研修会開催回数</td> <td></td> <td>3 回(進捗率 100.0%)</td> </tr> <tr> <td>5 利用満足度調査(利用者アンケート)</td> <td></td> <td>2 回(進捗率 100.0%)</td> </tr> <tr> <td>6 生活向上のための講習会等</td> <td></td> <td>8 回(進捗率 400.0%)</td> </tr> </table>	1 求人情報の提供		13,824 回(進捗率 251.3%)	2 相談利用回数		214 回(進捗率 93.0%)	3 技能習得講習会参加者数		26 人(進捗率 43.3%)	4 母子自立支援員研修会開催回数		3 回(進捗率 100.0%)	5 利用満足度調査(利用者アンケート)		2 回(進捗率 100.0%)	6 生活向上のための講習会等		8 回(進捗率 400.0%)
1 求人情報の提供		13,824 回(進捗率 251.3%)																	
2 相談利用回数		214 回(進捗率 93.0%)																	
3 技能習得講習会参加者数		26 人(進捗率 43.3%)																	
4 母子自立支援員研修会開催回数		3 回(進捗率 100.0%)																	
5 利用満足度調査(利用者アンケート)		2 回(進捗率 100.0%)																	
6 生活向上のための講習会等		8 回(進捗率 400.0%)																	
<p>今後の取組方針</p>	<p>1 求人情報の提供 センターがハローワーク等の情報から求職登録をしたひとり親家庭の親の要望に応じ、登録者に情報を郵送する。今後とも、有効な方法を考え継続して取り組む。</p> <p>2 相談利用回数 周知不足と思われるので、利用促進を図るため、市町のひとり親家庭への書類送付時のチラシに利用PR文書を作成し、同封を依頼したい。また、市郡母子寡婦福祉会を通じ、ひとり親家庭福祉協力員にひとり親家庭への資料配付等を依頼したいと考えている。</p> <p>3 技能習得講習会参加者数 パソコン講習会は、OSの違いやインターネット接続の関係で地域開催が難しく、平成26年度もセンター開催とフレンテみえとの共催を考えている。うち、センターの講座は、日商PC検定試験(文書作成)3級の資格取得をめざす講習会にしたいと考えている。 また、平成26年度は事務系職場に必要な簿記基礎知識を学ぶ簿記入門講座を開催したいと考えている。 医療事務やホームヘルパー養成講習会等への派遣事業は、平成23年度を含め希望者が無く、引き続き、広報の方法等を検討し、制度の活用を促していく。</p> <p>4 母子自立支援員研修会 今後とも、母子自立支援員の意向も尊重しながら、県と協議しながら年3回の研修内容を決めていく。</p> <p>5 利用満足度調査(利用者アンケート) センター関係を除くなど、対象者に偏りがないように、幅広い意見の集約に努め、その結果を運営に活かしていく。</p> <p>6 生活向上のための講習会等(文化教養事業) 引き続き、参加しやすさを考慮して県内5地域での事業展開を図っていく。 親同士の交流会は、できるだけ多くの事業にひとり親家庭の母又は父が交流できる場を設け、みえ県民カビジョンに沿って平成23～27年度の間で千人を超える人に交流を体験していただき、情報の共有化が図れるように、積極的に事業を展開していく。</p>																		

5 管理業務に関する自己評価

※指定管理者が変わった場合、前年度の評価は斜線を記入しています。

評価の項目	評価		コメント
	H24	H25	
1 管理業務の実施状況	B	B	5か年度の指定管理事業の3年目に入り、全体的には、順調に運営ができたと思っている。
2 施設の利用状況	B	B	会議、研修での利用が主体で、利用者からは職員の対応を含め満足度は高い状況である。駐車場については交通至便地にあり、今後とも、公共交通機関の利用を呼びかけるとともに、駐車できない場合の近隣の駐車場の案内も行っていきたいと考えている。
3 成果目標及びその実績	C	C	全体的には、順調に運営ができたと思っているが、相談利用回数と技能習得講習会参加者数は、成果目標に対する実績が下回っているため、今後の取組方針に基づき改善を図っている。

※評価の項目「1」の
評価：

- 「A」→ 業務計画を順調に実施し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」→ 業務計画を順調に実施している。
- 「C」→ 業務計画を十分には実施できていない。
- 「D」→ 業務計画の実施に向けて、大きな改善を要する。

※評価の項目「2」
「3」の評価：

- 「A」→ 当初の目標を達成し、特に優れた実績を上げている。
- 「B」→ 当初の目標を達成している。
- 「C」→ 当初の目標を十分には達成できていない。
- 「D」→ 当初の目標を達成できず、大きな改善を要する。

<p>総合的な 評価</p>	<p>母子寡婦連合会の組織力やネットワークを活用して実施していることにより、実施効率は高いが、ひとり親家庭等の増加に対し個人情報保護という壁があり、母子寡婦福祉会への新規加入者は減少しており、事業参加への周知が思うように進んでいないのが現状である。</p> <p>今後、効率的な事業実施には、会組織の充実と、会未加入の母子家庭への事業の周知をいかにしていくかがポイントであると思われる。</p> <p>また、技能習得講習会参加者数や相談事業については、引き続きパソコンホームページでの募集案内、市町の母子家庭向けの郵便物に募集チラシを同封していただくなど、できるだけ多くの広報媒体を活用し、広報に努め、参加人員の確保等を図っていきたい。</p>
--------------------	--